

2021

MUROSHPIN DISCLOSURE



室蘭信用金庫

ごあいさつ

皆様には、平素より室蘭信用金庫に対しまして格別のご愛顧、お引き立てを賜りまして厚く御礼申し上げます。

わが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、厳しい情勢が続いている一方で、テレワークの導入やキャッシュレス決済の普及など、生活様式に変化をもたらしております。

室蘭地区の経済環境ですが、新型コロナウイルスの影響が長期化し、外出自粛や観光客の激減により、需要回復を見通せない状況となっております。当金庫で実施している景況感調査においても企業景況感は低迷を余儀なくされており、先行きも力強さが見えない状況となっております。

そうした環境下、当金庫はお客さまへの支援を最優先に取り組んでおり、2020年2月には感染拡大の影響を受ける事業者を対象にした相談窓口の設置と支援融資の取扱いを開始しております。資金繰り面での支援では、実質無利子無担保融資に積極的に取り組み、2021年3月までに1,350件、246億円を実行いたしました。その他政府等による支援策の普及に努め、固定資産税軽減措置は125先のお客さまに申請のお手伝いをさせていただきました。

今後においても、日頃からお取引をいただいているお客様が抱えている課題に対して何ができるのかを職員一人ひとりが親身になって考え、総力を挙げてお客様への支援を徹底し、地元経済を全力で支えていきたいと考えております。

人口減少や低金利環境等、金融機関を取り巻く環境が厳しさを増す中で、新型コロナウイルス感染の影響が長期化し、地域経済へのダメージが非常に深刻となっております。当金庫はお客様と地域に寄り添うことをさらに徹底し、地域金融機関として、全役職員一丸となり、サービスの向上、経営内容の改善・強化に努めて参る所存でございますので、皆様には、今後とも一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



理事長 山田 隆秀

室蘭信用金庫の概要 (2021年3月31日 現在)

本部事務部門	北海道室蘭市東町2丁目24番13号 電話番号 0143-44-3355
本店所在地	北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号 電話番号 0143-22-1511
創立	大正 6年 9月18日 昭和26年10月20日 信用金庫法施行により改組
会員数	17,272名
出資金額	3億978万円
常勤役職員数	174名
店舗数	27店舗 (うち出張所1カ店)

表紙

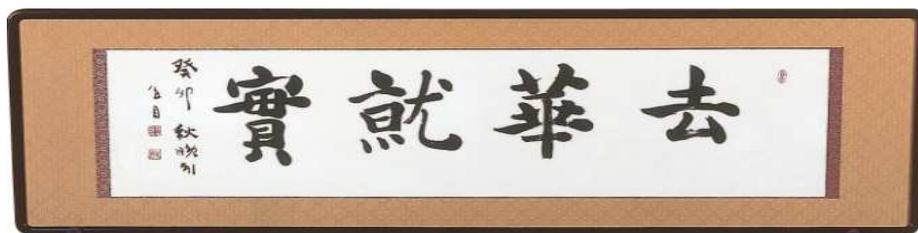
室蘭市生涯学習センター「きらん」の
からくり時計
(室蘭信用金庫創立100周年寄贈)

目 次

室蘭信用金庫の概要		連結決算に関する開示項目	
経営方針・経営理念・金庫章・シンボルマーク	1	連結子会社の概要	30
役員、当金庫の業務内容、組織図	2	事業系統図	30
営業地域・店舗一覧	3	直近の連結会計年度における事業概況	30
リスク管理の体制	4	事業の種類別セグメント情報	30
総代会に関する情報開示	5-6	連結決算における主要経営指標	30
室蘭信用金庫の歴史	7	連結自己資本比率	36
地域貢献の状況	8-9	連結リスク管理債権	30
お客様アンケートの結果	10	連結財務諸表の作成方針・連結財務諸表	30-33
「地域密着型金融推進計画」の進捗状況	11-13	単体・連結決算に関する開示項目	
金融仲介機能のベンチマークの公表について	13	役職員の報酬体系について	32
「経営者保証ガイドライン」への取り組み	14	信用金庫法施行規則等における ディスクロージャー開示項目一覧	33
「金融円滑化」に関する取組について	14		
法令等遵守の体制	15-18	自己資本比率規制で開示すべき項目	
2020年度決算概況(預金・貸出金・損益)	19	自己資本比率規制について	34
過去5年間の主要項目推移	19	定性的開示項目	34-45
単体決算に関する開示項目		定量的開示項目	35-45
財務諸表(貸借対照表・損益計算書・剰余金処分計算書・注記)	20-23	自己資本比率規制における「第三の柱」に関する 開示項目一覧	45
会計監査人による監査について	21		
財務諸表に関する代表者の確認について	21		
主要な業務の状況を示す指標	24		
自己資本比率	35		
貸出金に関する指標	25		
不良債権の状況(信用金庫法・金融再生法)	26-29		
預金に関する指標	28		
有価証券に関する指標	28-29		

* 本ディスクロージャー誌に掲載されている数値等に関しては、特に断りのない箇所について、単位未満を切捨しております。また、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

経営方針



「去華就実」とは、虚飾を去り実質を重視するという意味で、この言葉をむろしん役職員の統一した基本姿勢としております。

社会、金融環境の激しい変化が予想されますが、これからも当金庫の変わらぬ姿勢を表現したのものとしてこの言葉を持ち続けて参ります。

経営理念

1. 私たちは、お客様の発展と幸せのために頑張ります。
1. 私たちは、愛する地域の発展のために頑張ります。
1. 私たちは、室蘭信用金庫の発展と職員の幸せのために頑張ります。

むろしんの役職員が統一して目指す方向を経営理念として、平成3年4月に制定いたしました。当金庫の経営理念は、お客様・地域・そして金庫と職員の三つの柱で構成しております。

金庫章



外側の6角の星は雪の結晶をかたどったものです。
内側の正六角形の線は、当初の金庫章では、中央のSを6個のカタカナの口の字(ム口)で囲んでおりましたが、現在の金庫章では6個の口を直線とし、単純化を図っております。

中央にあるSは当初の金庫章では信用金庫の信の字(シン)でしたが、ローマ字の頭文字に変更しております。

シンボルマーク



ハートとハートのラポール

平成13年4月より使用しているこのシンボルマークは、お客様のハートとむろしん役職員のハートが一体となり、地域をつくり上げていくことを表現しております。色彩のグリーンは「信頼」を表現し、生命の誕生を意味する新芽も連想させます。また、色彩のピンクは「愛」を表現し、ハートの暖かさも連想させます。

なお、ラポールとは、フランス語で親愛や信頼などを意味しており、人々との良好な関係を示す言葉です。

役員 (2021年7月1日現在)

理事長 (代表理事)	山田 隆秀	常勤理事	仮 アトム	理事	栗林 和徳
常務理事 (代表理事)	三浦 浩史	常勤理事	斎田 一志	理事	鈴木 暁彦
		常勤理事	古本 英之	常勤員外監事	中村 昭彦
				監事	鈴木 高士
				監事	今野 香澄

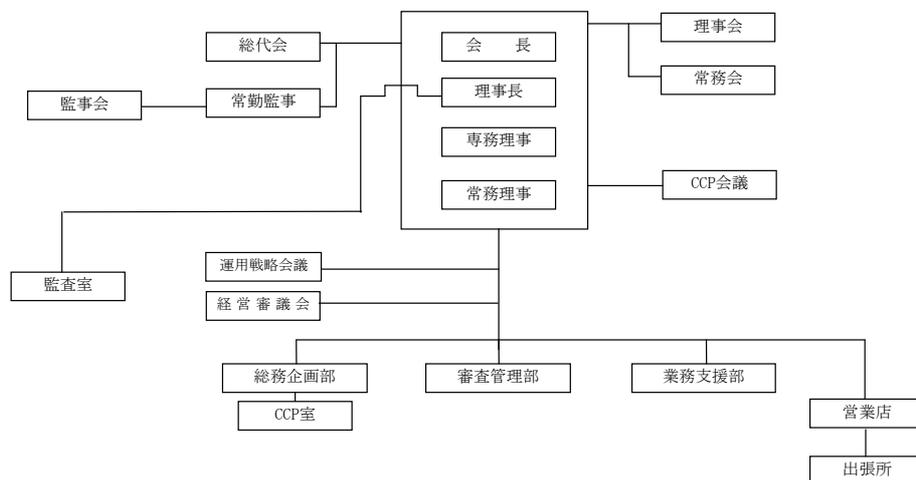
※栗林理事、鈴木理事は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する申し合わせ」の職員外理事に該当いたします。

当金庫の業務内容

- 預金及び定期積金の受入れ
- 資金の貸付及び手形の割引
- 為替取引
- 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - 債務の保証又は手形の引受け
 - 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
 - 有価証券の貸付け
 - 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - 短期社債等の取得又は譲渡
 - 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 日本銀行
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 独立行政法人労働者健康安全機構
 - 年金積立金管理運用独立行政法人
 - 一般社団法人しんきん保証基金
 - 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
 - 一般財団法人建設業振興基金
 - 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
 - 一般社団法人全国石油協会
 - 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - 公益社団法人全国市街地再開発協会
 - イ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 振替業
 - 両替
 - デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - 金融等デリバティブ取引（(5)及び(13)に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことができる業務（上記4により行う業務を除く。）
- 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び債務保証履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務

組織 (2021年7月1日現在)

室蘭信用金庫機構図



営業地域

室蘭信用金庫の営業地域は地図上の
10市7町です。

室蘭市、登別市、苫小牧市、千歳市、恵庭市、
札幌市、伊達市、江別市、北広島市、石狩市、
白老郡白老町、
勇払郡むかわ町、厚真町、安平町、
有珠郡壮瞥町、
虻田郡洞爺湖町、豊浦町

※地図上太字の地名は店舗所在地です。



店舗一覧

	店番	店名	住所	電話番号
室蘭市	1	本店	室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-22-1511
	※2	輪西支店	室蘭市輪西町1丁目37番1号	0143-44-2942
	※3	母恋支店	室蘭市母恋北町1丁目5番18号	0143-22-1281
	※4	本輪西支店	室蘭市本輪西町3丁目38番22号	0143-55-7421
	5	中島支店	室蘭市中島町1丁目19番8号	0143-44-3691
	6	東町支店	室蘭市東町2丁目24番13号	0143-44-4762
	7	小橋内支店	室蘭市海岸町1丁目4番1号(本店内)	0143-22-1511
	8	高砂支店	室蘭市高砂町1丁目43番4号	0143-44-5228
	※15	白鳥台支店	室蘭市白鳥台5丁目3番4号	0143-59-6881
	21	東室蘭駅前支店	室蘭市中島町1丁目19番8号(中島支店内)	0143-44-3691
22	工大前支店	室蘭市高砂町1丁目43番4号(高砂支店内)	0143-44-5228	
登別市	9	幌別支店	登別市中央町2丁目16番地	0143-85-2211
	※10	登別温泉支店	登別市登別温泉町20番地3	0143-84-2241
	16	鷺別支店	登別市若草町4丁目12番地5(若草支店内)	0143-86-3311
	19	登別支店	登別市登別東町4丁目1番地4	0143-83-3135
	23	富士町支店	登別市中央町2丁目16番地(幌別支店内)	0143-85-2211
	24	虎杖浜支店	登別市登別東町4丁目1番地4(登別支店内)	0143-83-3135
	25	若草支店	登別市若草町4丁目12番地5	0143-86-3311
27	若草支店イオン登別出張所	登別市若山町4丁目33番地1	0143-87-2511	
白老町	11	白老支店	白老郡白老町大町3丁目3番7号	0144-82-2424
	※12	萩野支店	白老郡白老町字萩野77番地	0144-83-2751
苫小牧市	13	苫小牧支店	苫小牧市表町2丁目3番8号(苫小牧中央支店内)	0144-33-2411
	17	苫小牧中央支店	苫小牧市表町2丁目3番8号	0144-33-2411
	20	錦岡支店	苫小牧市表町2丁目3番8号(苫小牧中央支店内)	0144-33-2411
札幌市	14	札幌支店	札幌市中央区大通西6丁目6番地	011-261-6441
	18	札幌北支店	札幌市東区北23条東15丁目5番20号	011-753-1131
伊達市	26	伊達支店	伊達市末永町69番地1	0142-25-2500
本部	50	本部	室蘭市東町2丁目24番13号	0143-44-3355

※は昼休み導入店舗 11:30~12:30 は昼休み(窓口閉鎖)とさせていただきます。

店外ATMコーナー

	コーナー名
室蘭市	室蘭市役所
	市立室蘭総合病院
	ホームストア港北店
	MEGAドン・キホーテ室蘭中島店
	製鉄記念室蘭病院
	モルエ中島
	イオン室蘭店
	マックスバリュ室蘭東店
登別市	室蘭工大生協
	登別市役所

※ ATMでのお取扱内容に関しましては、機器により一部異なる場合がありますので、各コーナーに掲示しているポスターにてご確認ください。

※ 店外ATMコーナーの稼働時間は、所在する施設の営業時間により、やむを得ず変更する場合がございます。

リスク管理の体制

1. リスク管理に対する基本方針

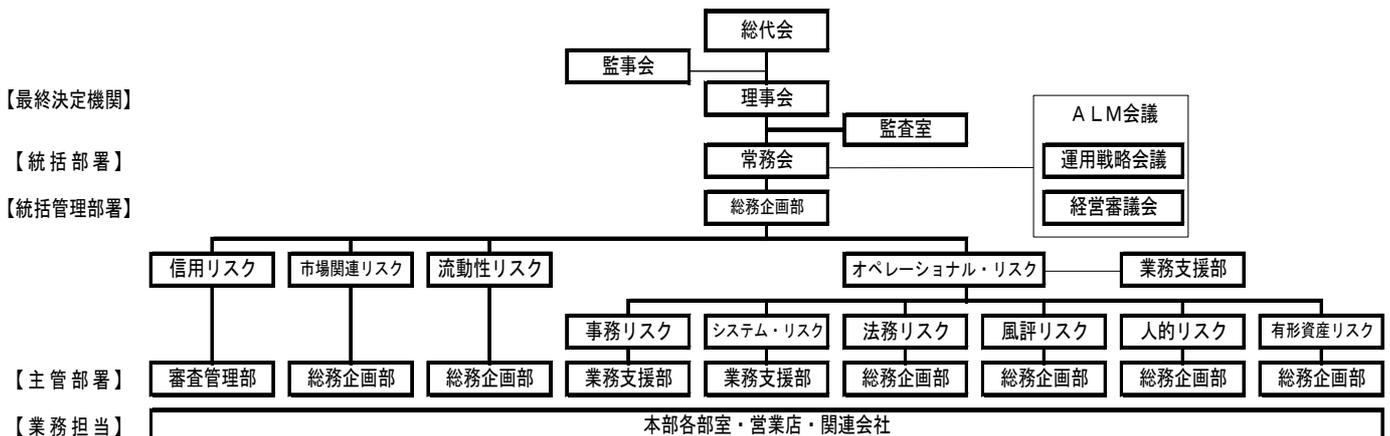
当金庫では、経営の健全性や安定性を確保するため、リスク管理を経営の最重要課題として位置づけております。統括部署を常務会、統括管理部署を総務企画部とし、リスクごとに主管部署と担当部署を定め、各リスクを正しく把握するとともに適切に管理し、当金庫の健全性の確保と収益性の向上を図っております。また、各リスクの合計額が自己資本額内に収まっているかを管理する「統合的リスク管理」を行っております。

2. リスクの内容と管理体制

信用リスク	お取引先への貸出が回収不能になる等により、当金庫が損失を被るリスク 貸出に対する基本原則など、当金庫の与信業務に関する基本姿勢を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。
市場関連リスク	市場資金運用において、様々な市場のリスク要因の変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスク
金利リスク	月次単位の価格変動・金利リスクの状況を把握する他、金利が一定幅変動した場合のリスク額(100BPV、VaRなど)を算出し管理しております。 また、資金運用基準を定めて、運用先を一定以上の格付の先に限定し、ロスカット・ルールを厳正に実施するなどの運用を行っております。
価格変動リスク	
信用リスク	
為替リスク	
流動性リスク	
市場流動性リスク	市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク 預け金残高を一定量確保して、万一の流動性リスクの発生に備えております。
資金繰りリスク	当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク 預け金残高を一定量確保して、万一の流動性リスクの発生に備えております。
オペレーショナル・リスク	日常業務の中で起こりうるリスクのことをいい、それぞれのリスクに対して管理体制・管理方法を定めております。
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより当庫が損失を被るリスク 各種業務について「事務手続集」をはじめとする規程の整備を図るとともに、厳正な事務管理を行うよう努めております。
システム・リスク	コンピュータシステムの障害、誤作動、システムの不備、不正利用等により損失を被るリスク システム稼動のために必要である情報を情報資産として、「情報と情報システム、ならびにそれらが正当に保護され使用され機能するために必要な要件の総称であり、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、各種データファイルのみならず、システム開発・運用のために必要なドキュメント、職員が業務上知り得た情報等を含む」と定義し、その取扱については漏洩防止に細心の注意を払うようにしております。
法務リスク	金庫経営、金庫取引等に係る法令・庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為(法令等遵守違反行為という)が発生することで当庫の信用の失墜を招き、当庫が損失を被るリスク
風評リスク	金融機関の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性など金融機関の評判を形成する内容が劣化し、顧客からみて金融機関への安心度、親密度が損なわれることにより、金融機関の評判が低下するリスク
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)および差別的行為(セクシュアルハラスメント等)から生じる損失・損害
有形資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害

これらのリスクを防止するために、日常業務においては各部室店内におけるOJTや毎月の自店検査、更には年1回以上の間隔で実施される本部監査室による監査の活用、またお客様からの要望等を経営に活かすためのアンケートの実施、公益通報者保護制度の活用など各種施策をとると共に、常務会を中心として担当各部が日々検証を行っております。

リスク管理に関する組織図 (2021年7月1日現在)



総代会に関する情報開示

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫は、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は60人以上90人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
- なお、2021年3月31日現在の総代数は75人、会員数は17,272人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。

●総代候補者の選考基準

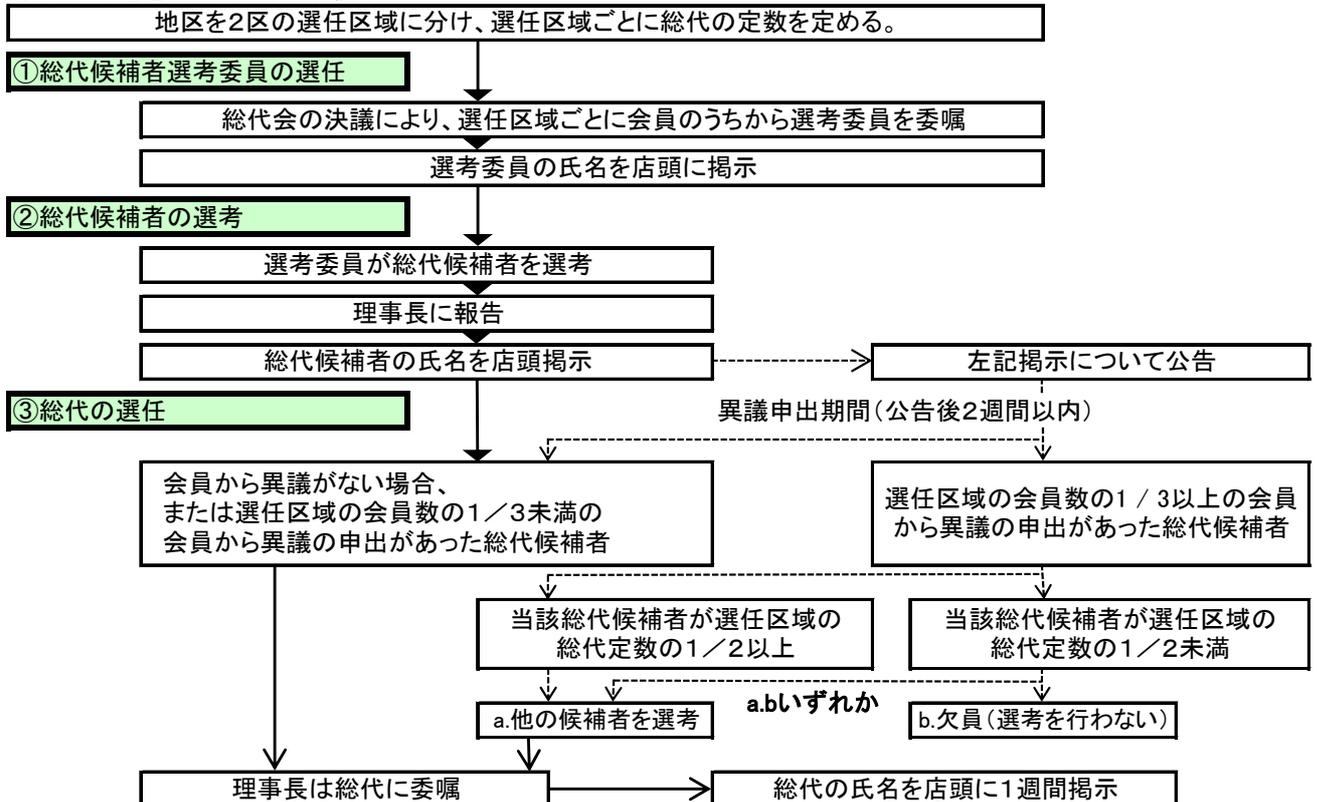
①資格要件

- ・当金庫の会員であること
- ・総代就任時点で満80歳を超えないこと

②選考基準

- ・総代としてふさわしい見識を有している者
- ・良識をもって正しい判断ができる者
- ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
- ・その他、総代選考委員が適格と認めた者

※総代が選任されるまでの手続



3. 第92回通常総代会の決議事項

2021年6月16日に第92回通常総代会が開催されました。

総代会には次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

(1) 報告事項

第1号 第104期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

(2) 決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 役員賞与の支給の件

第3号議案 所在不明会員の除名の件

第4号議案 定款の一部改定の件

第5号議案 総代候補者選考委員の選任の件

総代名簿

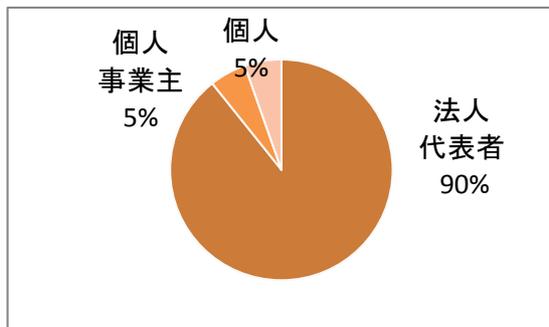
(2021年6月30日現在、総定数90名 現在数75名)

※敬称略、順不同、○囲みは総代就任回数

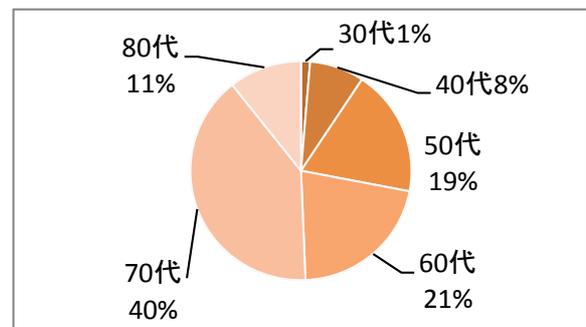
室蘭・伊達 地区		定数50名、現在数43名																		
平	林	滋	明③	田	上	一	博⑤	佐	藤	幸	哉④	小	川	和	満④	若	狭	洋	市⑦	
伊	藤	大	介②	横	山	浩	史④	市	橋	勝	也②	前	田	直	孝⑨	佐	藤	公	一⑩	
五	十	嵐	幸	雄⑤	本	所	光	男⑥	中	田	富	久②	鈴	木	一	也②	中	村	嘉	
船	山	和	男⑨	松	永	英	樹④	根	津	澄	人③	乙	部	裕	司②	原	田	豊	光⑦	
藤	谷		剛②	中	西	武	男⑦	伊	藤	豊②	下	地	英	樹②	齊	藤		崇	③	
阿	部	省	三⑨	高	橋	邦	夫④	西	野	義	人③	松	本	行	弘②	松	島	史	朗④	
萩	原		隆②	馬	場	義	充②	石	岡	希	一⑧	佐	藤	武	司⑤	小	針	憲	司⑧	
黒	龍	雅	英⑤	石	原	一	人⑤	村	田	涉⑥	大	場	正	三⑩	天	沼	礼	二②		
寺	山		聰⑤	青	木	誠	一⑦	原	田	直	人②									

登別・白老・札幌・苫小牧 地区		定数40名、現在数32名																	
草	塩	忠	幸⑤	藤	田	英	雄⑤	對	馬	幸	一⑤	吉	野	洋	一④	岸	塚		博⑤
南		太	郎⑩	吉	田	光	雄⑩	須	賀	武	郎⑦	富	田	敦	之①	手	塚	貴	志⑦
古	本		明⑥	富	澤	良	男④	永	澤	勝	博⑤	西	尾	拓	也②	宮	澤	日	出⑧
佐	野	昌	源⑩	千	葉	泰	二⑦	小	和	田	司⑤	森	田	靖	彦⑧	堀	田	仁	史⑧
大	浦	泰	裕③	戸	田	克	利③	熊	谷	威	二③	牧	田	宏⑫	金	子	邦	朗⑬	
櫻	田	泰	清⑦	竹	本	和	成⑤	大	西	英	俊②	沖	本	善	昭④	中	川	信	喜⑤
遠	藤	英	雄④	内	池	秀	敏②												

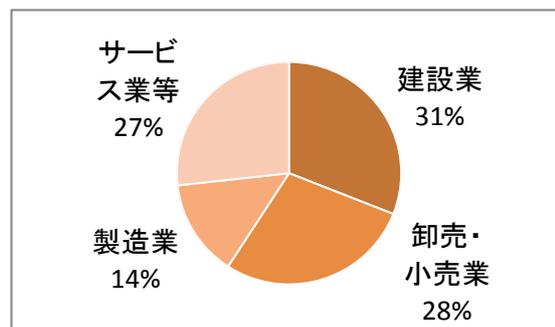
■総代の職業別構成



■総代の年齢別構成



■総代の業種別構成(法人代表者・個人事業主に限る)



室蘭信用金庫の歴史

大正 6年 9月18日

地元商工業者や庶民に金融の道を開く目的で
産業組合法に基づく保証責任室蘭信用組合設立
事務所室蘭市海岸町52番地
初代組合長に小林孝一郎就任
組合員27名 出資額1,350円

昭和 19年度

預金残高 1,000万円達成

25年度

中小企業等組合法により信用協同組合に改組
信用保険・信用保証による貸付取扱開始

26年度

信用金庫法施行により「室蘭信用金庫」に改組

27年度

中島支店設置
住宅金融支援機構(旧:住宅金融公庫)代理業務
取扱開始

28年度

内国為替業務取扱開始

31年度

白老支店設置

32年度

東町出張所設置

35年度

登別温泉支店開設

36年度

登別町の町金庫事務を受託
室蘭市常盤町に本店店舗新築落成
預金残高50億円達成
消費者金融取扱開始

38年度

小橋内支店開設

39年度

高砂支店開設

42年度

萩野支店開設

43年度

白老町の指定金融機関として事務開始

45年度

苫小牧支店開設

46年度

日本銀行との当座取引開始

47年度

札幌支店開設
日本銀行歳入代理店事務取扱開始

49年度

白鳥台支店開設
預金残高 500億円達成

50年度

登別・春日町(現:苫小牧中央)支店開設

51年度

札幌北・登別支店開設
全国ネットで利用できる為替オンライン開始

52年度

創立60周年

54年度

預金残高 1,000億円達成

55年度

錦岡支店開設

56年度

為替オンラインスタート
東室蘭駅前・工大前支店開設

57年度

富士町支店開設

58年度

国債等の窓口販売開始
虎杖浜支店開設

59年度

若草支店開設
子会社㈱むろしんビジネスサービス設立

62年度

第一回むろしんグリーンカップ大会開催
創立70周年記念ハワイ旅行実施

63年度

財団法人「むろしん緑の基金」設立
預金残高 1,500億円達成

平成 2年度

伊達支店開設
窓口営業時間を16時まで延長

3年度 預金残高 2,000億円達成

4年度 地元若手経営者の親睦・相互研鑽を目的とした
「むろしん経営者研究会」発足

5年度 登別サティ(現:イオン登別)出張所開設

8年度 信用保証付残高全店で 100億円達成

9年度 自己査定システム完成

資産の自己査定を開始

10年度 室蘭市指定金融機関として取扱開始

11年度 若草支店内に登別市鷺別支所若草分室オープン

借換専用住宅ローン「らくらくローン」発売

登別温泉支店移転新築オープン

予約型教育ローン「Eカード」発売

デビットカードサービス取扱開始

12年度 「無担保・無保証人扱」マイカーローン発売

中島支店移転新築オープン

13年度

損害保険の窓口販売開始

15年度

生命保険の窓口販売業務開始

セブン銀行とATM業務提携

16年度

預金残高 3,000億円達成
インターネットバンキング取扱開始

17年度

むろしんフリーローン「ワイド」取扱開始
室蘭工業大学、室蘭テクノセンターと「室蘭地域
産業支援協定」を締結

18年度

投資信託の販売開始

19年度

創立90周年
高砂支店を改築

20年度

がん保険の取扱開始
本店営業部がむろらん広域センタービルに移転、
本店としてオープン(3月23日)

23年度

高齢者疑似体験講座の受講(10月)
室蘭市民美術館で、「むろしんカレンダー原画展」
開催(1月)

24年度

経済産業省より中小企業経営力強化支援法に基
づく「経営革新等支援機関」の認定を取得(12月)

25年度

「ものづくり企業活性化チーム 学・官・金 室蘭」
に参画(11月)
東町支店と本部事務部門を統合した新本部ビル
が竣工し、業務開始(11月)

26年度

「ものづくり企業活性化チーム 学・官・金 室蘭」
が胆振次世代革新塾を開講(6月)

28年度

室蘭市と「地方創生に関する包括連携協定」を
締結

一般財団法人「ものづくり基金」設立(1月)

29年度

創立100周年

30年度

ものづくり基金・室蘭工業大学との共催による
プログラミング・ロボット組立 体験教室の開催

令和元年度

確定拠出年金「しんきんDeCo」の取扱い開始
自動車保険の取扱い開始

2年度

信金中央金庫の「SCBふるさと応援団」を活用
室蘭市へ1,000万円を寄付

地域貢献の状況

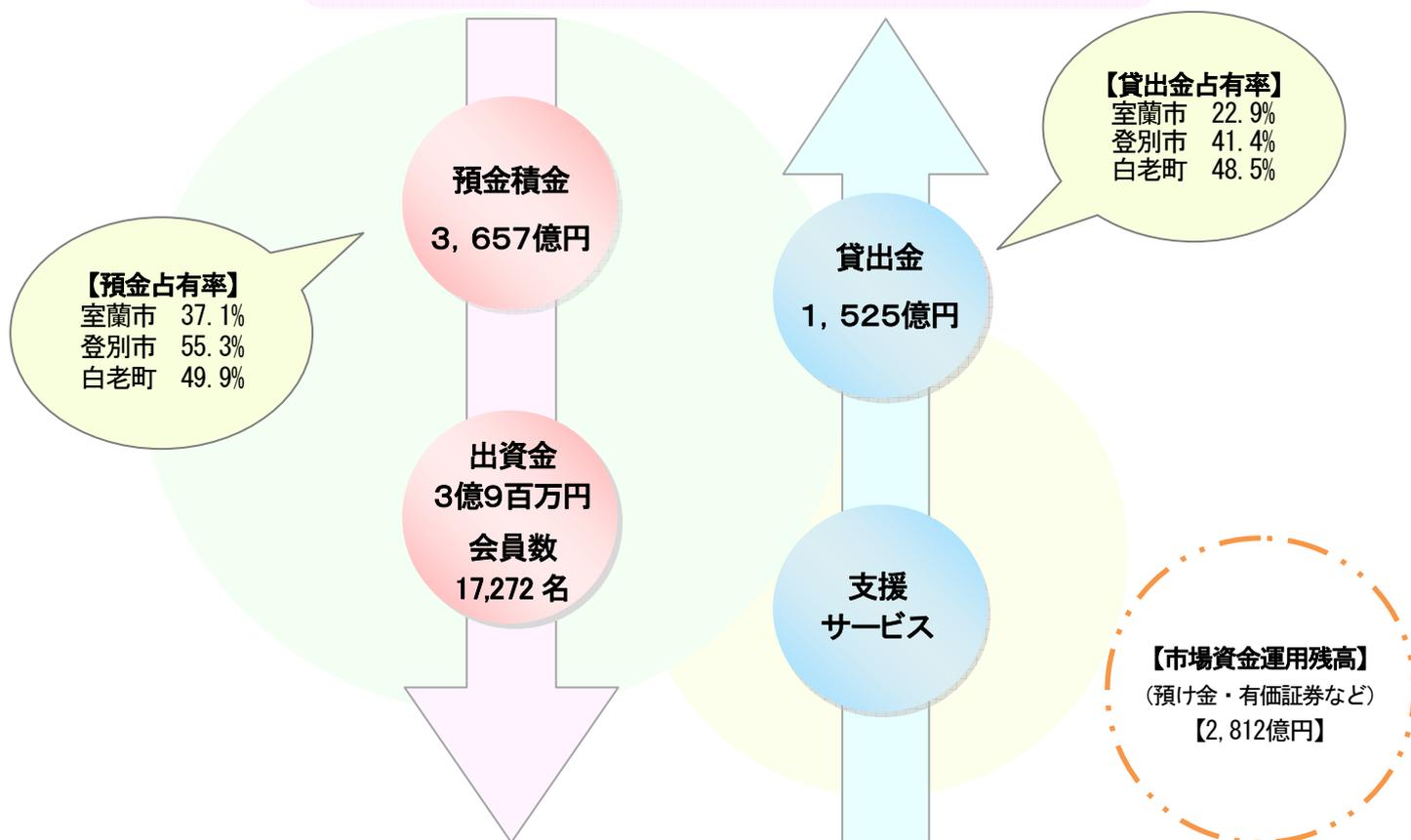
当金庫は、室蘭市など10市7町を営業地域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

また、当金庫は、3市町（室蘭市、登別市、白老町）の指定金融機関となっており、地域の地方公共団体とも一体となって地域活性化に取り組んでおります。

（注：本ページに記載している各計数は、いずれも2021年3月31日現在です。）

お客さま・会員の方々



室蘭信用金庫

常勤役職員 174名
26店舗・1出張所

◎今期決算に関する事項

2020年度は、本来業務の損益を表すコア業務純益が、前期比284百万円増加の956百万円となりました。

経常利益は前期比224百万円減益の1,042百万円、当期純利益は前期比153百万円増益の836百万円となりました。

なお、金融機関の健全性を示す自己資本比率について、分子の自己資本額は利益を着実に積み上げたことで351億円、自己資本比率は早期は正措置の対象となる国内基準の4%を大きく上回る22.46%となりました。

※コア業務純益とは、業務純益（業務粗利益－経費－一般貸倒引当金繰入額）から国債等債券売却損益と一般貸倒引当金繰入額を差引して求められ、より実質的な金融機関の本来業務の収益力を表す指標の一つです。

地域の活性化のための取り組み

取引先のコロナ対応支援

新型コロナウイルスの影響を受けているお客様への支援を目的に、2020年2月に「新型コロナウイルス対応相談窓口」を設置致しました。またお客様の資金繰り支援では、実質無利子無担保融資に積極的に取り組み、2021年3月末時点で1,350件、246億円の融資を実行しております。その他政府等による支援策の普及に努め、固定資産税軽減措置については、125先のお客様の申請支援を行いました。

また、その他にもアフターコロナに向けて販路拡大支援としての国内外企業との商談会への参加支援や専門家を交えた新商品開発などもおこなっております。

**新型コロナウイルス感染症
対応資金のご案内**

※ここでは、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者等の層の経営の安否を回すため、新たな融資制度をご用意しました。

融資条件	①標準	②準特別
資金使途	事業資金	
融資対象	危機関連保証、セーフティネット保証4号・5号のいずれかの認定を受けた中小企業者等	
融資金額	3,000万円以内	3,000万円以内
担保	無担保	
融資利率	【固定金利】5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%	
融資期間	10年以内（うち最長5年以内）	
取扱期間	令和2年5月1日から令和3年1月31日まで ※令和2年12月31日までに保証申込みが完了している必要があります。	
借換	保証付き融資からの借換が可能 （一部対象外の場合があります）	保証付き満額融資からの借換が可能 （一部対象外の場合があります）

①、②を合わせて最大6,000万円まで融資の申込が出来ます。
②の申込みは、①の限度額を超えた場合に可能となります。

制度概要

・**据置最大5年**（ただし、②準特別の危機関連保証適用の場合は2年以内となります。）
以下の要件を満たせば、
・**当初3年間実質無利子と融資期間中の保証料**を国と達が負担します。

	売上減少15%以上	売上減少5%以上15%未満
個人事業主 （事業性あるフリーランス者 等の規模正業者（※）に該当）	当初3年間実質無利子 融資期間中の保証料は国と達が負担	
上記を除く中小企業者	当初3年間実質無利子 融資期間中の保証料は 国と達が負担	融資期間中の保証料半分は 国と達が負担

※小規模正業者（従業員20人（商業・サービス業は5人、宿泊業及び飲食業は20人以下））

添付書類を電子データで準備しましょう

法人・個人事業者共通 申請 + 個人事業者のみ 申請

持続化給付金の申請

スマホでできる!

5分パソコンからでもOK!

まずは申請に必要な書類を手元に準備しましょう!

法人・個人事業者共通 申請 + 個人事業者のみ 申請

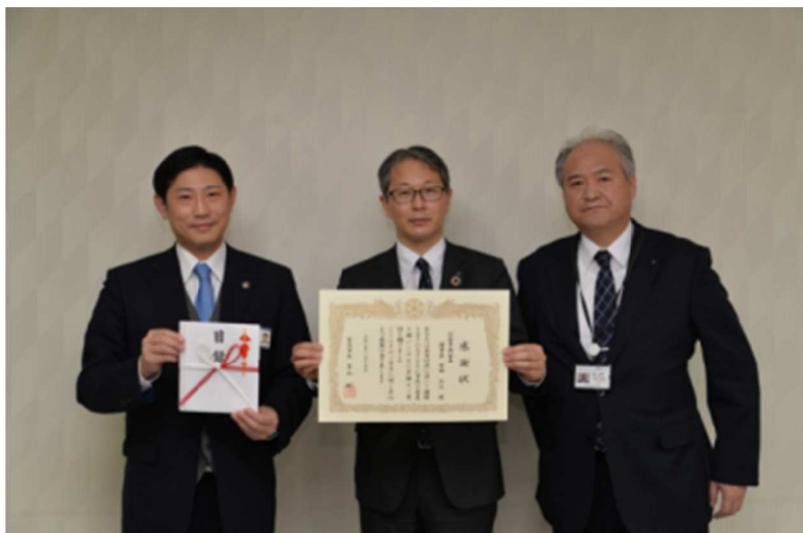
0120-115-570 03-6831-0613

平日土日祝日8:30-19:00(5月-6月)

持続化給付金 事務局ホームページ <https://www.sankyo-kyokai.jp/>

SCB ふるさと応援団を活用した室蘭市への寄付

信金中央金庫の創立70周年記念事業である『SCBふるさと応援団』に、室蘭市と連携して「室蘭市のものづくり技術向上による競争力強化と雇用創出」をテーマとして応募しました。その結果、信金中央金庫の審査会において採択され、信金中央金庫より室蘭市へ1,000万円が寄付されました。



「お客様アンケート」の結果

2020年11月に、当金庫をご利用いただいているお客様と総代を対象とした「お客様アンケート」を実施致しました。お忙しい中、アンケートにご協力いただきました皆様には、改めて御礼申し上げます。以下にアンケート結果の一部を公表させていただきますので、ご参照ください。

1. アンケート概要

(1) 調査期間

2020年11月11日（水）～2020年11月30日（月）

(2) 調査方法

- ①窓口ご来店のお客様には、営業店窓口にて提出いただきました。
 - ②総代のお客様には、訪問した営業担当に提出いただきました。
- ※いずれも無記名方式

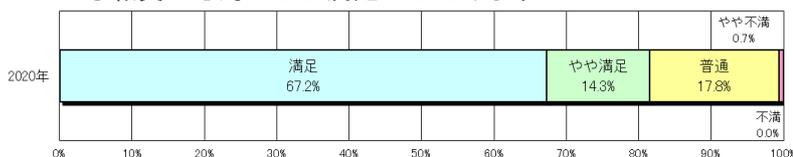
2. アンケート結果

○弊金庫のご利用に際して、総合的な満足度はいかがですか？



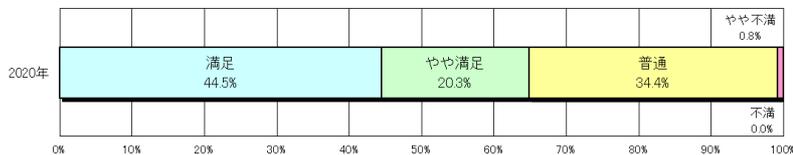
「満足」は3.1ポイント低下した一方、「やや満足」は2.8ポイント上昇しました。

○職員の対応にはご満足いただけますか？



「満足」は2.3ポイント上昇し、「やや満足」は2.8ポイント低下しました。

○弊金庫の商品の充実度はいかがですか？



「満足」は4.9ポイント上昇し、「やや満足」は3.7ポイント上昇しました。

○店内・店周等の清掃・整備はいかがですか？



「満足」は4.3ポイント低下し、「やや満足」は2.0ポイント上昇しました。

3. お客様アンケートの結果を受けて

ご回答いただいたアンケートの結果を収集・分析して常務会場で報告すると共に、今後の業務改善に活かすべく取り組んで参ります。改善対応を図る項目の一部についてご紹介いたします。

- ・当金庫では、お客様へのサービス内容の向上と店舗や業務の効率化を目的として、店舗内店舗化や昼休みの導入を進めております。お客様にはご不便をおかけしておりますが、キャッシュレス取引や非対面取引などのサービスを充実させることで、利便性の向上に努めて参ります。
- ・新たなサービスとして、バンキングアプリの開始、ネット完結型の個人ローンの取扱に加え、2021年6月より、「リモート相談窓口」を設置しております。
- ・役立つ情報の提供を行えるよう、お客様のニーズに合った各種セミナーの開催を検討して参ります。また、地元金融機関として、地域の情報はもとより、独自の情報提供、専門家の紹介、ニーズに即した商品提案、商品開発に努めて参ります。

今回のアンケートの総合的な満足度では、「満足している」「やや満足している」回答の合計は84.0%（前年実績84.3%）となりました。多くのお客様から高い評価を頂いておりますが、現状の評価に満足せず、お客様からの信頼をより一層高めるため、皆様から頂きました貴重なご意見・ご要望を弊金庫の経営に活かして、更にご満足いただける地域金融機関を目指し、努力して参りますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

「地域密着型金融推進計画」の進捗状況

当金庫では、地域金融機関の本質的な機能である『事業資金貸出機能強化』を当金庫の恒久的な目標として掲げ、平成20年2月に「地域密着型金融推進計画」を策定し公表いたしました。

具体的には、次に掲げる4つの柱に沿って積極的に取り組んでおります。

1. 事業先への付加価値の高いサービス(各種補助金申請支援等のコンサルティング活動)や情報の提供を実施する。
2. 本部の営業店相談窓口としての機能を強化し、営業店と一体となった業務推進を実現する。
3. 本部で蓄積した情報やノウハウを顧客に提供する機能を強化する。
4. 外部団体と連携し、地元産業の中心である製造業に対し新たな支援策を検討・実施し、地元経済の活性化を図る。

【地域密着型金融の推進に関する主要計数】

	2020年度実績
2020年度 補助金申請支援件数 ①	8件
補助金採択件数 ②	4件
採択率 (②÷①)	50%
専門家派遣支援件数	14件
経営支援に関する事業計画	10件
新型コロナウイルス感染症対応支援件数	1,475件

(補助金等申請件数の内訳：小規模事業者持続化補助金 6件、その他2件)

(経営支援に関する事業計画の内訳：先端設備導入計画 3件、特例承継計画 6件、その他1件)

(新型コロナウイルス感染症対応支援件数の内訳：実質無利子無担保融資1,350件、固定資産税軽減申請支援125件)

○「地域密着型金融推進計画」の項目ごとの進捗状況等について

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

項目及び目標	主な具体的取組策	進捗状況
成長段階に応じた適切なサポート支援を行う。 (1) 情報支援力の充実および外部ネットワークとの協調体制の活用により創業・新事業・事業承継への取り組みを強化する。	(1) 集積した情報を活用して、業種別・部門別情報を本部内で作成し、取引先・営業店のサポートに活用する。	(1) 2013年度から、当金庫イントラネット内に各種補助金、税制、専門家派遣、販路開拓、経営力強化保証などの制度情報を掲載し、営業店を通じてお取引先への付加価値提供ツールとして活用しております。
経営改善支援 (1) 要注意先以下の取引先の経営改善に引き続き積極的に関与する。 (2) コンサルティング能力の強化を図る。	(1) 経営改善対象先を選定し、経営改善の進捗状況について営業店ヒアリングおよび本部のサポートを実施する。 (2) 国、地方公共団体との連携による中小企業施策の活用を図る。	(1) 2020年度においては、151先をランクアップ活動対象先(経営改善対象先)として選定し、事業計画書策定を通じた経営課題解決などをご支援させていただきました。同活動を営業店の業績評価対象としており、当金庫全体で取り組んでおります。 (2) 2020年度は補助金申請支援・専門家派遣支援など32件の支援を実施し、既存のお取引先のみならず、新規のお客様に対してもコンサルティング活動を実施しております。また、新型コロナウイルス感染症対応として実質無利子無担保融資1,350件、固定資産税軽減申請125件の支援を行いました。
事業再生 (1) 企業価値が保たれているうちの早期再生に取り組む。 (2) 中小企業再生支援協議会の一層の活用を図る。	(1) 企業価値を維持し、再生を果たすため、北海道しんきん再生ファンド等の活用を図る。 (2) 裁判外紛争解決手続きを活用した特定調停手続きの利用について検討する。	事業再生支援の手法として、中小企業再生支援協議会の活用を行っており、企業再生の取り組みを進めています。

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめとした中小企業に適した資金供給手法の徹底

項目及び目標	主な具体的取組策	進捗状況
<p>不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底。</p> <p>(1) 事業価値を見極める融資手法の取組みを継続して行う。</p> <p>(2) 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の徹底を継続する。</p>	<p>(1) 多様な資金需要に対応するため、専担者による新たな業種や地元産業の中心である製造業について調査・研究を行い審査能力の向上に努める。</p> <p>(2) 企業の技術力を的確に把握するため外部支援機関との連携の強化。</p>	<p>営業店と外部支援機関（室蘭テクノセンター・北海道事業引継ぎ支援センター等）と連携し、お取引先の補助金申請支援や専門家派遣を通じて経営課題解決などをご支援しております。合わせて営業担当者のOJTを実施し、事業性を見極める目利き力とコンサルティング能力の向上に努めております。</p>
<p>中小企業に適した資金供給手法の多様化。</p> <p>(1) それぞれの取引先の状況や規模に適した最適な融資商品の提供を行う</p>	<p>(1) 動産担保の活用や特定社債（私募債）を利用した融資商品の開発・推進。</p>	<p>(1) 2017年2月、お取引先が保有する動産に対して、譲渡担保契約を取り交わし融資する商品「動産担保融資商品」を発売しました。また、特定社債（私募債）を利用した独自の融資商品として「むろしん特定社債融資商品」を導入しております。</p> <p>動産の評価やモニタリングを通して、お取引先の営業活動を動的に把握していくことで、コンサルティング機能強化を図り、お取引先の資金繰り安定を図って参ります。</p>

3. 地域の情報収集を活用した持続可能な地域経済への貢献

項目及び目標	主な具体的取組策	進捗状況
<p>地域活性化につながる多様なサービスの提供</p> <p>(1) 地元の身近な存在として、地元経営者・住民向けに経済状況や生活情報などの提供を行うとともに交流を深める。</p>	<p>(1) 集積した情報を活用して、業種別・部門別情報を本部内で作成し、取引先・営業店のサポートに活用する。</p> <p>(2) 営業店・本部が一体となり当金庫が所管する地元経営者・住民による会員組織を運営・サポートする。</p>	<p>(1) 当金庫イントラネット内に『お役立ち情報』を新設し、公的支援施策やM&A・ビジネスマッチング情報、好事例集などを営業店へ発信。最新の情報を届けることで、最適なお客様支援が可能となるよう営業活動に活用しております。</p> <p>(2) 若手経営者の会員相互の交流機会の創出と啓発を目的とした「むろしん絆の会」を2019年3月設立しました。過年度においては講演会等を開催しておりますが、2020年度は新型コロナウイルス感染症対策のため開催できておりません。</p>
<p>地域経済の活性化につながる支援策の検討・実施</p> <p>(1) 外部団体と連携し、地元企業・地域経済が活発化するような支援策を模索する。</p>	<p>(1) 地元産業の中心である製造業に対し、室蘭テクノセンター等外部団体との連携のもと、新たな支援策の検討・実施。</p>	<p>(1) 当金庫が出資して設立した「一般財団法人ものづくり基金」において各外部機関（室蘭市、室蘭テクノセンター、室蘭工業大学など）と連携のもと、室蘭地域のものづくり企業の発展を目的とした①補助金事業と、②小学生向けのプログラミング教室等を実施して参りました。</p> <p>2020年度は信金中央金庫が設立した「SCBふるさと応援団」の寄付事業に、室蘭市と当金庫が連携して応募し、信金中央金庫から室蘭市に1千万円が寄付されました。寄付金は室蘭市内の製造業の技術力向上や生産性向上支援等に活用されます。</p>

○経営改善支援取組実績先数、取組率等について

(単位：先数)

	経営改善支援取組先数 α	α のうち期末に債務者区分が ランクアップした先数 β	α のうち期末に債務者区分が 変化しなかった先数 γ	α のうち再生計画を 策定した先数 δ
①正常先	3	-	2	3
要注意先	②うちその他要注意先	140	13	126
	③うち要管理先	-	-	-
④破綻懸念先	7	-	7	7
⑤実質破綻先	1	-	1	1
⑥破綻先	-	-	-	-
小計(②～⑥)	148	13	134	133
合計	151	13	136	136

金融仲介機能のベンチマークの公表について

平成28年9月、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標として、金融庁よりベンチマークが公表されました。金融機関は、このベンチマークを活用し、金融仲介機能の質を高めていくことが期待されております。むろしんでは、金融庁から公表された共通5項目、選択50項目からなる合計55項目のベンチマークの中から、共通5項目、選択29項目及び当金庫独自項目である5項目を加えた合計39項目を経営上の重要指標と位置づけております。

2021年3月末時点の指標について、当金庫の金融仲介の取組みとして特に重視している項目のうち、共通ベンチマーク2項目・選択ベンチマークの内容を含む独自ベンチマーク5項目について開示いたします。

今後当ベンチマークを着実に実行していく中で、お客様1先1先に対して寄り添う営業活動をさらに強化し、お客様のニーズや課題解決に繋がる支援に積極的に取り組み、地元企業の成長・発展及び地域経済の活性化に貢献して参ります。

○本業（企業価値の向上）支援・企業のライフステージに応じた課題解決の提供

	2019年度実績 (2020年3月末基準)	2020年度実績 (2021年3月末基準)
創業、第二創業の支援先数	122先	144先
※創業にはアパート経営の創業先も含んでおります。		
①補助金申請支援先数	80先	88先
②専門家派遣支援先数	130先	141先
③販路開拓、M&A等中小企業課題解決 支援先数	143先	164先
④事業計画書策定支援先数	136先	136先
事業支援活動先数 (①+②+③+④)	489先	529先
⑤金庫内の中小企業診断士の人数	9人	7人

※上記①～⑤につきましては、独自のベンチマークであります。

○担保・保証依存の融資姿勢からの転換

	2019年度実績 (2020年3月末基準)	2020年度実績 (2021年3月末基準)
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数	298先	431先
事業性評価に基づく融資を行っている融資残高①	121億円	184億円
上記計数の全与信先の融資残高に占める割合 ①÷全与信先×100	27.6%	18.1%

※事業性評価先・事業計画策定支援などコンサルティング機能を発揮している先としております。

※全与信先・アパートローンを除く与信先としております。

公的補助金・専門家派遣・販路開拓等については、募集期間が限られている場合もございます。事前にご相談いただけますと、速やかな対応が可能となりますので、各店の営業担当者にご相談下さい。

「経営者保証ガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2020年度実績
新規に無保証で融資した件数	52件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	2.07%
保証契約を解除した件数	20件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	一件

「金融円滑化」に関する取組について

室蘭信用金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取組むことは、室蘭信用金庫の最も重要な役割の一つであると考えております。

平成25年3月31日をもって中小企業金融円滑化法は終了いたしました。お客さまへきめ細かな支援を行っていくという当金庫の姿勢には変わりございません。

地域金融円滑化のための基本方針

室蘭信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

(1) 態勢整備を図るため、理事会において下記事項を決議いたしました。

- ・本基本方針の策定
- ・金融円滑化管理方針の策定
- ・金融円滑化管理規程の策定
- ・担当役員及び金融円滑化管理責任者の選任

(2) お客さまの資金繰り、条件変更等に関するご相談は、お取引店のほか、下記苦情相談窓口にて対応しております。

(3) 職員研修等により、お客さまの事業を見極める能力（目利き能力）の向上に努めております。

(4) 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、適切に対応する取り組みを行っております。

(5) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、適切に対応する取り組みを行っております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、ほかの金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

金融円滑化に係る苦情相談窓口（業務支援部）

電話 0120-206-902（フリーダイヤル）、受付時間 当金庫営業日 9:00～17:00

法令等遵守の体制

当金庫は、金融機関業務を行っていることから、一般企業より高い水準での法令等遵守が求められており、経営の最重要課題であると認識しております。法令等遵守に係る担当役員は常務理事で、監査室長を法令等遵守統括部門の責任者としております。また、本部各室・部及び各営業店・当金庫の子会社に法令遵守担当者を置き、営業店と本部及び法令遵守統括部門が連携しております。当金庫では、法令等遵守の基本となる「法令等遵守規程」、具体的な法令等遵守項目の解説として「法令等遵守マニュアル」を制定するほか、具体的な取組計画となる「コンプライアンス・プログラム」を毎年度作成し、法令等遵守の徹底を図っております。

◎基本方針

当金庫の法令等遵守に係る基本方針は、全国信用金庫協会が制定する「信用金庫行動綱領」を使用しております。

1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
5. すべての人々の人権を尊重する。
6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

◎反社会的勢力に対する基本方針

室蘭信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

◎利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引の類型
 - ①自己取引型 お客様と当金庫が取引を行う場合
 - ②双方代理型 当金庫が、顧客とその顧客と利害が対立または競合する相手と取引を行う場合
 - ③情報利用型
 - ア 当金庫がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して、当金庫が利益を得る取引
 - イ 当金庫がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して、当金庫の他のお客様が利益を得る取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - (3) 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

◎「金融商品に係る勧誘方針」

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の資産運用目的、知識、経験及び財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

◎お客さま本位の業務運営に関する取組方針

室蘭信用金庫は、お客さまの資産形成・資産運用において、「お客さま本位」の取組みを実現するため、本取組方針を制定いたしました。

室蘭信用金庫では、お客さまのニーズにかなった商品を選択できるよう、国債、公共債、投資信託等の金融商品を取扱いしております。投資信託につきましては、お客さまが安心して商品を選択できるよう、リスク・リターンが高い水準の商品は取扱っておりません。また、本支店や営業担当者に対して販売目標や手数料の獲得目標を設けておりません。これまでの取組とあわせ、本取組方針を遵守し、お客さま本位の業務運営に取組んでまいります。

1. お客さまの資産形成・資産運用が最良となるように努めます。
お客さまの知識、経験、財産の状況、契約締結の目的等を把握・共有いたします。
2. お客さまのニーズにかなった金融商品・サービスの提案を行います。
金融商品・サービスの特性やリスク、手数料等の費用についても説明し、適切な金融商品・サービスを提案いたします。
3. お客さまへわかりやすい情報提供、説明をいたします。
お客さまご自身で適切な判断をいただくためリスクや費用のほか、提案理由等もわかりやすく情報提供、説明をいたします。
4. お客さま本位の業務運営を実践するため、販売態勢の整備に努めます。
本取組方針の理解と浸透のため職員への教育、研修や業務運営が適正に行われるよう内部管理に努め、体制整備を継続してまいります。

◎保険募集指針

当金庫は、適切な保険募集を行うための方針として、以下のとおり「保険募集指針」を定めております。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破綻した場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。

保険契約に係るリスクについて

- (1) 保険商品は預金等ではありません（預金保険制度の対象外です）。また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- (2) 保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。
- (3) 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください）。

- 当金庫は、取扱保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫は、取扱商品から募集人が予め定めた選択・推奨理由に基づき選択した商品を提案する場合は、その選択・推奨理由を適切にご説明いたします。
- 当金庫は、法令上の特例措置に基づき、以下の保険商品については、「当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等である当金庫の出資会員さま」「当金庫から事業性資金の融資を受けている会社等に勤務されているお客さま」を保険契約者とする保険募集を行う場合には、以下の保険金額等の額を限度としてお取扱いさせていただきます。

一部保険商品における法令上の販売制限について

当金庫の取扱商品のうち「個人年金保険[※]・一時払終身（養老）保険[※]・住宅関連の長期火災保険[※]・積立火災保険[※]・債務返済支援保険[※]・海外旅行保険[※]・積立傷害保険（年払を含む）」を除いた保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。【※の保険商品は、個人契約の場合のみ（以下同じ）。】

- (1) 当金庫に事業性融資の申込をされている期間中は、お客様および密接関係者の方（お客様が法人の場合はその代表者、お客様が法人代表者で法人の事業性資金の融資申込みをされている場合はその法人）には、制限の課せられている保険商品をお取扱することができません。ただし、当金庫の出資会員の方はお取扱が可能です。
- (2) 保険契約者・被保険者になる方が下記の①または②のいずれかに該当する場合には、制限の課せられている保険商品を原則としてお取扱することができません。ただし、当金庫の出資会員の方はお取扱が可能です。
①当金庫から事業性資金の融資（手形割引を含みます）を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）。
②従業員数が20名以下の「融資先法人等」に勤務されている方・役員の方
- (3) 当金庫の取扱商品のうち「個人年金保険[※]・一時払終身（養老）保険[※]・住宅関連の長期火災保険[※]・積立火災保険[※]・債務返済支援保険[※]・海外旅行保険[※]・積立傷害保険（年払を含む）」を除いた保険商品につきましては、「上記①または②に該当する当金庫の出資会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等に勤務されている従業員・役員の方」を保険契約者とする保険募集を行う場合、保険契約者1名様あたりの通算の保険金その他給付金の額を以下の金額に制限させていただきます。

・生存または死亡に関する保険金額等 : 1,000万円

・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等

①診断等給付金（一時金形式） : 1保険事故につき100万円

②診断等給付金（年金形式） : 月額換算5万円

③疾病入院給付金 : 日額5千円

④疾病手術等給付金 : 1保険事故につき20万円

【特定の疾病に限られる保険は1万円】※疾病・特定疾病合計1万円

【特定の疾病に限られる保険は40万円】※疾病・特定疾病合計40万円

(注) 「特定疾病」とは、悪性新生物（がん）、心臓疾患、脳血管疾患のうち、少なくともいずれか1つ以上の疾病を含む10個を超えない範囲内の疾病であって、保険約款に定めているものをいいます。

- 当金庫は、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約に関し、ご契約内容や各種手続に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡相談窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただく場合がございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・相談の内容を記録し、適切に管理いたします。

【お問い合わせ窓口】

保険募集に関する苦情・ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。

室蘭信用金庫 業務支援部

電話番号 : 0143-44-3355

受付時間 : 当金庫営業日 9:00~17:00

◎個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

○当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

○お客様の個人情報は、

- ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ②営業店窓口係や、得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
- ④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報等 から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

○当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

○お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、お客様のお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務
- ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務
- ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ⑥預金口座付番に関する事務

上記の利用目的等につきましては、当金庫のホームページ等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクトマーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクトマーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

3. 個人情報等の正確性の確保について

○当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

○お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、法令等の定めにより開示出来ない場合を除き、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えいたします。

○なお、開示等のご請求は当金庫所定の用紙により、受け付けることとさせていただきます。

○お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

○お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただけます。

以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理についての基本方針

○当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6. 委託について

○当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督します。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・郵便物の作成・発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

○当金庫は個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。

なお、当金庫の個人情報等の取扱い、および安全管理措置に関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫、業務支援部までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

室蘭信用金庫業務支援部

住所：〒050-0083 室蘭市東町2丁目24番13号
電話番号：0120-206-902（フリーダイヤル）
FAX：0143-44-3466
受付時間：当金庫営業日 9:00～17:00

◎苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの苦情・要望・紛争（以下「苦情・要望等」という。）を営業店または業務支援部で受け付けています。

1. 苦情・要望等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情・要望等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情・要望等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

室蘭信用金庫 業務支援部
住 所 : 室蘭市東町2丁目24番13号
電話番号 : 0120-206-902
F A X : 0143-44-3574
受付時間 : 当金庫営業日 9:00~17:00
受付媒体 : 電話、手紙、ファックス、面談

* お客さまの個人情報や苦情・要望等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫の他に、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに(一社)北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記業務支援部にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所 ((一社)全国信用金庫協会)	北海道地区しんきん相談所 ((一社)北海道信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
電話番号	03-3517-5825	011-221-3273
受付日時	信用金庫営業日 9:00~17:00	信用金庫営業日 9:00~17:00
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

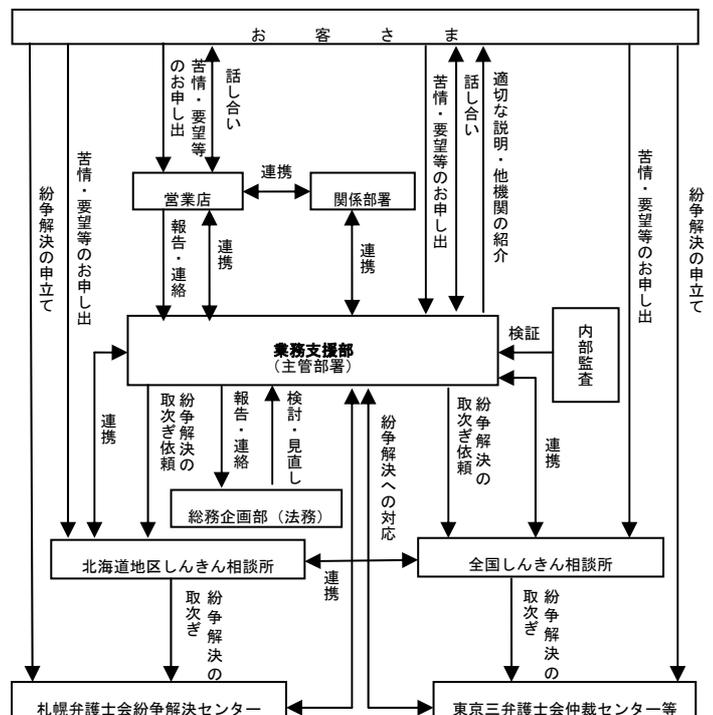
5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等並びに札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、業務支援部または上記しんきん相談所へお申し出ください。

なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月~金 (祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、 13:00~15:00	月~金 (祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、 13:00~16:00	月~金 (祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、 13:00~17:00

名 称	札幌弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内
電話番号	011-251-7730
受付時間	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00

6. 当金庫の苦情・要望等の対応
当金庫は、お客さまからの苦情・要望等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情・要望等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。
(1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、業務支援部がお客さまからの苦情・要望等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
(2) 苦情・要望等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および業務支援部が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
(3) 苦情・要望等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を業務支援部から行います。
(4) お客さまからの苦情・要望等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
(5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
(6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情・要望等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
(7) 苦情・要望等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
(8) 苦情・要望等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
(9) お客さまからの苦情・要望等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
(10) 苦情・要望等への取組体制



預金・貸出金・損益

総預金の期末残高は法人・個人向け預金を中心に前期対比19,954百万円増加の365,741百万円、貸出金の期末残高は法人向けを中心に5,298百万円増加の152,574百万円となりました。

損益面では、マイナス金利の影響で運用利回りが低下しましたが、貸出金の残高増加により資金運用収益が前期対比で37百万円増加しました。経常収益は、国債等債券売却益の減少により、前期対比246百万円減収の4,297百万円の計上となりました。経常費用は、人件費・物件費など経費全体で削減を行った一方、財務の健全性を高めるため、アフターコロナに向けて一般貸倒引当金を積み増し、経常利益では前期対比224百万円減益の1,042百万円の計上となりました。固定資産の減損損失が前期対比285百万円減少したことから、当期純利益は前期対比153百万円増加の836百万円となりました。

過去5年間の主要項目推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預金積金残高 ※1	342,943 百万円	343,493	346,893	345,786	365,741
貸出金残高	154,331 百万円	154,908	150,121	147,276	152,574
有価証券残高	59,972 百万円	49,497	50,444	46,284	80,892
経常収益	4,691,305 千円	4,393,680	4,312,437	4,543,450	4,297,383
経常利益	1,031,261 千円	934,416	998,418	1,266,629	1,042,184
当期純利益	758,935 千円	632,065	697,675	683,314	836,769
出資総額	375 百万円	373	368	364	309
出資総口数	751,665 口	746,460	737,709	728,761	619,560
純資産額	32,885 百万円	33,116	34,093	33,456	35,032
総資産額	376,883 百万円	377,625	382,100	380,028	441,123
単体自己資本比率 ※2	23.04 %	22.84	22.51	21.54	22.46
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	20 円	20	20	20	20
役員数	12 人	12	12	11	10
うち常勤役員数	8 人	8	8	7	6
職員数	192 人	196	197	191	168
出資会員数	24,698 人	24,519	24,257	23,861	17,272

(注) ※1 預金積金残高には、譲渡性預金残高を含めています。

※2 自己資本比率の算出に関して、当金庫は国内基準を採用しております。

預金積金残高



貸出金残高



貸借対照表

《資産の部》

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
現金	4,039	4,369
預け金	179,139	200,344
有価証券	46,284	80,892
国債	1,735	9,287
地方債	9,545	22,646
短期社債	-	-
社債	22,848	43,293
株式	155	179
その他の証券	12,000	5,484
貸出金	147,276	152,574
割引手形	1,614	938
手形貸付	14,296	7,494
証書貸付	126,904	140,487
当座貸越	4,460	3,653
その他資産	2,089	2,242
未決済為替貸	37	29
信金中金出資金	1,663	1,663
前払費用	-	-
未収収益	273	390
金融派生商品	-	-
その他の資産	114	159
有形固定資産	2,670	2,522
建物	1,839	1,739
土地	735	688
リース資産	-	16
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	94	78
無形固定資産	29	32
ソフトウェア	24	16
のれん	-	-
リース資産	-	-
ソフトウェア仮勘定	-	10
その他の無形固定資産	4	4
前払年金費用	-	-
繰延税金資産	331	91
債務保証見返	96	117
貸倒引当金	△ 1,927	△ 2,065
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,708)	(△ 1,438)
資産の部合計	380,028	441,123

《負債、純資産(会員勘定)の部》

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
預金積金	345,786	365,741
当座預金	14,190	15,788
普通預金	162,133	186,528
貯蓄預金	1,130	1,330
通知預金	6,796	7,422
定期預金	152,578	145,936
定期積金	5,702	5,697
その他の預金	3,254	3,038
譲渡性預金	-	-
借入金	-	39,400
その他負債	400	596
未決済為替借	44	53
未払費用	131	116
給付補填備金	1	0
未払法人税等	24	181
前受収益	45	21
払戻未済金	4	54
払戻未済持分	-	-
職員預り金	134	134
リース債務	-	16
その他の負債	14	17
賞与引当金	-	-
役員賞与引当金	9	7
退職給付引当金	130	125
役員退職慰労引当金	122	83
睡眠預金払戻損失引当金	12	9
責任共有制度損失引当金	13	9
繰延税金負債	-	-
債務保証	96	117
負債の部合計	346,572	406,091
出資金	364	309
普通出資金	364	309
利益剰余金	33,432	34,254
利益準備金	368	364
その他利益剰余金	33,063	33,890
特別積立金	32,371	33,051
(経営安定強化積立金)	(3,300)	(3,300)
当期末処分剰余金	692	839
(当期純利益)	(683)	(836)
処分未済持分	△ 8	△ 11
会員勘定合計	33,788	34,553
その他有価証券評価差額金	△ 331	478
評価・換算差額等合計	△ 331	478
純資産の部合計	33,456	35,032
負債・純資産の部合計	380,028	441,123

1. 貸借対照表注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 5年～50年
その他 3年～39年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、自庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがないことから零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のとおり記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定の期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店・審査管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室（資産監査部署）が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は263百万円であります。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異等の費用処理方法は次のとおりであります。
※数理計算上の差異…各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生する翌事業年度から損益処理
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができなため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）	
年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△142,668百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和2年3月分）	0.1912%
③補足説明	

- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金31百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を防止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
 - 責任共有制度損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
 - 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 - 貸倒引当金 2,065百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
また、今年度において、コロナウイルス感染症の影響を考慮し、一般貸倒引当金に350百万円の積み増しを行っております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 - 繰延税金資産 91百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
 - 有形固定資産 2,522百万円
有形固定資産の計上額については、取得価額に減価償却を加味した金額となっております。有形固定資産の使用用途などに変更がある際には、不動産の利用価値を適正に評価し、見直しを要と判断しております。なお、地価の下落等により不動産の価値が低下する場合や、不動産が生み出されるキャッシュ・フローが当社の見積りに用いた仮定と異なって変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における有形固定資産に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 48百万円
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 該当なし
 - 子会社等の株式又は出資金の総額 72百万円
 - 子会社等に対する金銭債権総額 該当なし

19. 子会社等に対する金銭債務総額	168百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額	4,038百万円
21. 有形固定資産の圧縮記帳額	210百万円

- 貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は208百万円、延滞債権額は2,083百万円であり、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
 - 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はございません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 - 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は12百万円であり、
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
 - 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,304百万円であり、
なお、22. から25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
この合計額から一般・個別貸倒引当金や担保・信用保証付債権額を差し引くと84百万円となりますが、この額には貸出条件緩和債権も含まれており、すべて損失につながるものではありません。
 - 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は938百万円であり、
担保に供している資産は次のとおりであります。

有価証券	44,482百万円
預け金	12,000百万円
現金	67百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,347百万円
借入金	39,400百万円

- 上記の他、国内為替決済取引の担保として、預け金16,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には、上記現金担保67百万円が含まれております。
- 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は50百万円であり、そのうち、40百万円には当金庫の実質的な保証債務割合が20%となる北海道信用保証協会の部分保証が付されており、実質的な保証額の総額は18百万円です。
 - 出資1口当たりの純資産額 58,674円76銭
 - 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式及び信託金優先出資証券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当金庫は、貸付事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店と審査管理部により行われ、また、定期的に常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALM会議は経営審議会及び運用戦略会議から成り、各取扱要領に明記されたリスク管理方法や手続等に従って審議され、必要に応じて常務会、理事会において実施状況の確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には、総務企画部企画担当において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、必要に応じてALM会議に報告しております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM会議のうち運用戦略会議において審議され、常務会、理事会の監督の下、資金運用に関する諸規程に従って行われております。このうち、総務企画部資金証券担当では、市場運用商品の購入を行っており、投資限度額の設定の他、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は常務会、理事会において定期的に報告されております。
 - 信用リスクの管理
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画部資金証券担当において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
全期間で一律に金利が上昇することにより再計算した経済価値の減少額をリスク量として管理しています。金利以外の全ての変数が一定と仮定した場合、当事業年度末現在、指標となる金利が全期間で一律に金利が1.00%上昇することによる経済価値の減少額は9,016百万円となります。
- 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、流動性リスク会議を通して、適時に資金管理を行う他、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

31. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	200,344	200,362	17
(2) 有価証券	—	—	—
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	2,319	2,503	184
その他の有価証券	78,483	78,483	—
(3) 貸出金(*1)	152,574	—	—
貸倒引当金(*2)	△2,065	—	—
	150,508	154,926	4,417
金融資産計	431,656	436,276	4,619
(1) 預金積金	365,741	365,744	2
(2) 譲渡性預金	—	—	—
(3) 借入金	39,400	39,400	—
金融負債計	405,141	405,144	2

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割引した現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私募債のうち、28.記載のとおり、北海道信用保証協会により80%を保証されている債券は、その残額においても発行体の内容より償還リスクの発生が少ないものと考え、基準日時点における日本国債の利回りより割引計算しております。また、自金庫以外の保証のない債券は、30.に記載されている貸出金の内部管理区分に応じた貸倒実績率を償還リスクとして加味して、基準日時点における日本国債の利回りより割引計算しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32.から34.に記載しております。

(3) 貸出金

以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(基準日時点の日本国債の市場取引価格)で割引した価値

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価格)を時価とみなしております。また、定期預金・定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引して現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(2) 譲渡性預金

一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引して現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価格を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*)	72
非上場株式(*)	17
合計	90

(*) 子会社・子法人等株式、非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	91,344	109,000	—	—
有価証券	7,541	12,212	20,007	34,900
満期保有目的	—	2,000	500	—
外国証券	—	2,000	—	—
社債	—	—	500	—
その他の有価証券のうち満期のあるもの	7,541	10,212	19,507	34,900
国債	—	500	—	8,500
地方債	4,641	2,610	128	13,500
社債	2,900	7,102	19,379	12,900
貸出金(*)	85,357	33,743	27,368	4,880
合計	184,243	154,955	47,375	39,780

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 金銭債務の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	327,133	38,607	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—
借入金	39,400	—	—	—
合計	366,533	38,607	—	—

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、34.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券 該当なし

(2) 満期保有目的の債券

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
外国証券	1,819	2,004	184
小計	1,819	2,004	184
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	500	499	△0
外国証券	—	—	—
小計	500	499	△0
合計	2,319	2,503	184

(3) その他有価証券で時価のあるもの

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	89	13	76
債券	49,892	49,405	486
国債	9,287	9,063	224
地方債	19,691	19,568	122
社債	20,913	20,774	139
その他	3,564	3,292	271
投資信託	3,564	3,292	271
小計	53,546	52,712	834
株式	—	—	—
債券	24,836	25,003	△167
国債	—	—	—
地方債	2,955	2,972	△16
社債	21,880	22,030	△150
その他	101	105	△4
投資信託	101	105	△4
小計	24,937	25,109	△172
合計	78,483	77,821	662

33. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 該当なし

34. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	8,655	447	175
合計	8,655	447	175

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付することを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は13,697百万円あります。このうち、契約残存期間が1年以内のものが9,380百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴する他、契約後も定期的(半年毎)に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	465百万円
固定資産減損	149
有価証券減損	50
退職給付引当金	34
役員退職慰労引当金	23
その他	46
繰延税金資産小計	769
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△494
評価性引当額小計	△494
繰延税金資産合計	274
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	183
繰延税金資産の純額	91百万円

2. 損益計算書の注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 4,793千円
子会社との取引による費用総額 119,304千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 1,321円69銭
- 当金庫は、当事業年度において減損の兆候があり、割引前将来キャッシュ・フローが簿価を下回った資産について、減損損失を認識しております。当該資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(63,170千円)を減損損失として、特別損失に計上しております。

主な用途	種類	場所	減損損失
営業用店舗2か所および遊休資産3か所	土地・建物	北海道胆振管内	63,170千円

営業用店舗等についてはエリアグループ単位で、遊休資産については各資産単独で区分しております。

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれが高い方の金額です。

業務粗利益の内訳

(単位:千円)

	2019年度	2020年度
資金運用収支	3,188,273	3,232,538
資金運用収益	3,213,058	3,250,952
資金調達費用	24,784	18,413
役務取引等収支	262,091	268,913
役務取引等収益	531,137	532,271
役務取引等費用	269,046	263,358
その他の業務収支	638,743	289,041
その他業務収益	650,371	469,164
その他業務費用	11,627	180,123
業務粗利益	4,089,108	3,790,494
業務粗利益率	1.09%	0.91%

(注) 業務粗利益率(%) = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高

業務純益

(単位:千円)

	2019年度	2020年度
業務純益	1,192,920	812,192
実質業務純益	1,282,201	1,220,266
コア業務純益	672,522	956,787
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	672,522	956,787

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含みません。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除しております(2019年度296百万円、2020年度120百万円)。

	平均残高(単位:百万円)		利息(単位:千円)		利回り(単位:%)	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
資金運用勘定	374,504	414,656	3,213,058	3,250,952	0.85	0.78
うち貸出金	143,303	149,660	2,341,699	2,384,808	1.63	1.59
うち預け金	186,471	206,664	210,558	229,224	0.11	0.11
うち有価証券	43,065	56,669	619,144	595,264	1.43	1.05
資金調達勘定	346,098	385,093	24,784	18,413	0.01	0.00
うち預金積金	345,660	363,567	24,028	17,726	0.01	0.00
うち譲渡性預金	299	-	60	-	0.01	-
うち借入金	-	21,389	-	-	-	-

利 鞘

(単位:%)

	2019年度	2020年度
資金運用利回	0.85	0.78
資金調達原価率	0.81	0.67
総資金利鞘	0.03	0.11

利益率

(単位:%)

	2019年度	2020年度
総資産経常利益率	0.33	0.24
総資産当期純利益率	0.17	0.19

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{(債務保証見返を除く)総資産平均残高}} \times 100$

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	2019年度				2020年度			
	金額	残高による増減	利率による増減	純増減	金額	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	3,213,058	△ 125,336	△ 85,171	△ 210,508	3,250,952	266,597	△ 228,703	37,894
うち貸出金	2,341,699	△ 66,763	△ 26,058	△ 92,822	2,384,808	101,306	△ 58,197	43,108
うち預け金	210,558	11,771	△ 80,012	△ 68,241	229,224	22,396	△ 3,731	18,665
うち有価証券	619,144	△ 70,344	20,900	△ 49,443	595,264	142,894	△ 166,774	△ 23,880
支払利息	24,784	17	△ 5,005	△ 4,987	18,413	864	△ 7,235	△ 6,371
うち預金積金	24,028	51	△ 5,006	△ 4,955	17,726	873	△ 7,175	△ 6,302
うち譲渡性預金	60	△ 36	1	△ 35	-	-	△ 60	-
うち借入金	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めて計算しております。

貸出金平均残高

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
合計	143,303	149,660
割引手形	1,865	1,254
手形貸付	7,809	6,974
証書貸付	129,543	137,595
当座貸越	4,083	3,836

預貸率

(単位:百万円、%)

	2019年度	2020年度
貸出金期末残高(A)	147,276	152,574
預金 期末残高(B)	345,786	365,741
預貸率 (A/B)	42.59	41.71
期中平均	41.42	41.16

※預金には定期積金及び譲渡性預金を含めております。

貸出金業種別・金利区分別・資金使途別・担保別内訳

(単位:百万円、%)

業 種 区 分	2019年度			2020年度		
	貸出先数	貸出金残高	残高構成比	貸出先数	貸出金残高	残高構成比
製 造 業	136	4,784	3.3	134	5,847	3.8
農 業 ・ 林 業	9	182	0.1	6	100	0.1
漁 業	4	22	0.0	5	20	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	225	0.2	2	175	0.1
建 設 業	424	9,173	6.2	453	14,870	9.7
電気・ガス・熱供給・水道業	4	903	0.6	4	755	0.5
情 報 通 信 業	17	541	0.4	18	819	0.5
運 輸 業、郵 便 業	65	2,541	1.7	70	4,000	2.6
卸 売 業、小 売 業	257	7,862	5.3	259	10,547	6.9
金 融 業、保 険 業	18	2,548	1.7	17	2,395	1.6
不 動 産 業	724	46,589	31.6	705	47,553	31.2
物 品 賃 貸 業	8	1,074	0.7	9	1,342	0.9
学術研究、専門・技術サービス業	33	346	0.2	35	737	0.5
宿 泊 業	15	1,062	0.7	15	1,464	1.0
飲 食 業	106	1,604	1.1	128	2,184	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	50	813	0.6	54	971	0.6
教 育、学 習 支 援 業	12	393	0.3	11	347	0.2
医 療 ・ 福 祉	75	2,239	1.5	73	2,580	1.7
そ の 他 の サ ー ビ ス	123	2,314	1.6	127	3,523	2.3
小 計	2,082	85,221	57.9	2,125	100,238	65.7
地 方 公 共 団 体	10	27,480	18.7	10	19,612	12.9
個 人	7,767	34,573	23.5	7,258	32,723	21.4
合 計	9,859	147,276	100.0	9,393	152,574	100.0
合計のうち 金利種類	変動金利	83,449	56.6	78,171	51.2	
	固定金利	63,827	43.3	74,402	48.8	
合計のうち 資金使途	運転資金	43,685	29.6	54,022	35.4	
	設備資金	103,591	70.3	98,552	64.6	
合計のうち 担保別	当金庫預金積金	855	0.5	640	0.4	
	有価証券	-	-	-	-	
	不動産	-	-	-	-	
	不動産	22,841	15.5	21,109	13.8	
	その他	249	0.1	135	0.1	
	信用保証協会	23,490	15.9	41,934	27.4	
	信用保証	59,336	40.2	58,043	38.0	
	信用	40,502	27.5	30,712	20.1	

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

	期首 残高	当期 増加額	当期減少額		期末 残高
			目的使用	その他	
一般貸倒 引当金	2019年度	129	219	-	129
	2020年度	219	627	-	219
個別貸倒 引当金	2019年度	2,329	1,708	593	1,735
	2020年度	1,708	1,438	37	1,670
合 計	2019年度	2,458	1,927	593	1,865
	2020年度	1,927	2,065	37	1,890

貸出金償却

(単位:千円)

	2019年度	2020年度
貸出金償却	57	21

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	-	-
信用	96	117
合計	96	117

不良債権の状況

不良債権とは、お取引先の財務状況の悪化などにより、当初のお約束通りに返済されない貸出金などをさし、この全額が回収できないということではありません。

開示方法には、「信用金庫法によるリスク管理債権」と、「金融再生法による開示債権」の2通りがあり、いずれも自己査定の数値を基本としておりますが、開示範囲と区分が異なります。

資産の自己査定と「リスク管理債権」「金融再生法開示債権」の関係

自己査定	リスク管理債権	金融再生法開示債権		不良債権
	貸出金のみ	貸出金	その他	
全ての資産	破綻先債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権		}
破綻先	延滞債権	危険債権		
実質破綻先		要管理債権		
破綻懸念先	3か月以上延滞債権	正常債権		}
要管理先	貸出条件緩和債権			
その他要注意先				
正				
常				
先				

※金融再生法開示債権の「その他」には、貸出金に準ずる債権として、債務保証・仮払金・未収利息・私券債などが該当します。

リスク管理債権の状況

(単位: 百万円、%)

区分		残高 (a)	担保・保証 (b)	貸倒引当金 (c)	保全率(%) [(b)+(c)]/(a)
破綻先債権	2019年度	315	27	288	100.00%
	2020年度	208	28	179	100.00%
延滞債権	2019年度	2,537	980	1,419	94.57%
	2020年度	2,083	747	1,256	96.16%
3か月以上延滞債権	2019年度	18	18	0	104.08%
	2020年度	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	2019年度	54	17	2	37.03%
	2020年度	12	6	0	58.98%
合計	2019年度	2,925	1,044	1,710	94.15%
	2020年度	2,304	781	1,437	96.31%

注記

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立があった債務者
 - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立があった債務者
 - 破産法の規定による破産手続開始の申立があった債務者
 - 会社法の規定による特別清算開始の申立があった債務者
 - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当している個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「個別貸倒引当金」は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額・延滞債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「一般貸倒引当金」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金のうち、3か月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額に対して引当した額を記載しております。

金融再生法開示債権の状況

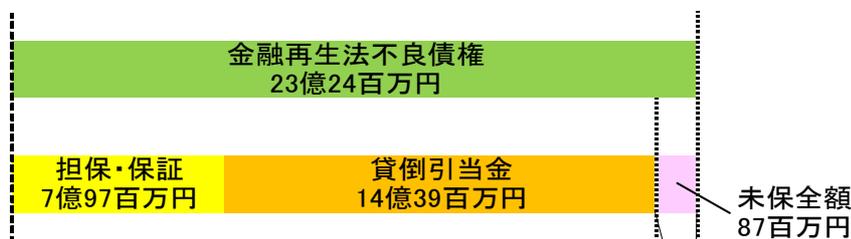
(単位:百万円、%)

区分	開示残高 (a)	保全額		保全率(%) (b)/(a)	引当率(%) (d)/(a-c)		
		担保・保証等 による回収見 込額(c)	貸倒引当金 (d)				
金融再生法上の 不良債権	2019年度	2,934	2,759	1,047	1,711	94.03%	90.72%
	2020年度	2,324	2,236	797	1,439	96.22%	94.25%
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2019年度	1,731	1,731	392	1,338	100.00%	100.00%
	2020年度	1,602	1,602	329	1,273	100.00%	100.00%
危険債権	2019年度	1,129	988	619	369	87.50%	72.36%
	2020年度	709	626	461	164	88.35%	66.58%
要管理債権	2019年度	73	39	36	2	53.69%	8.10%
	2020年度	12	7	6	0	58.90%	15.14%
正常債権	2019年度	144,550					
	2020年度	150,505					
合計	2019年度	147,484					
	2020年度	152,830					

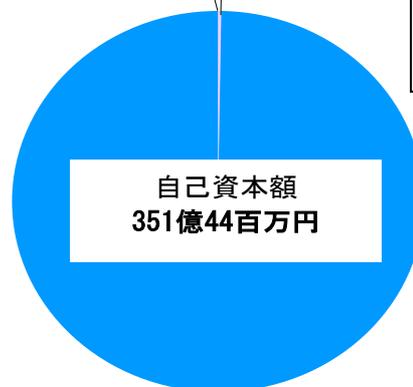
注記

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

金融再生法不良債権と自己資本額



未保全額は、
自己資本額に対し、
わずか0.25%です。



2020年度決算における金融再生法不良債権額は23億24百万円となりましたが、担保・保証によりそのほとんどが保全され、保全されない部分は87百万円となりました。

当金庫の自己資本額（自己資本比率算出上の分子額）は351億44百万円となっており、万一、大きな貸倒が発生しても、十分にカバーされます。

今後も、地域の金融の円滑を図るとい地域金融機関としての使命を果たしながら、不良債権の発生の防止に努めるとともに、万一不良債権が発生した場合には迅速な処理を行い、資産の健全性を確保するよう一層の努力を行って参ります。

預金平均残高

流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 ※有利息預金は、流動性預金から当座預金及び無利息型普通預金を控除した残高
 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 ※固定金利定期預金は、預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 ※変動金利定期預金は、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 その他＝別段預金＋納税準備預金

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
流動性預金	178,046	202,876
うち有利息預金	147,824	168,271
定期性預金	166,044	159,212
うち固定金利定期預金	158,204	151,794
うち変動金利定期預金	2,064	1,927
その他	1,569	1,478
計	345,660	363,567
譲渡性預金	299	-
合計	345,960	363,567

定期預金期末残高

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
定期預金	152,578	145,936
固定金利定期預金	150,579	144,080
変動金利定期預金	1,999	1,855
その他	-	-

預証率

(単位:百万円、%)

	2019年度	2020年度
有価証券(A)	46,284	80,892
預金(B)	345,786	365,741
預証率 (A/B)	13.38	22.11
期中平均	12.44	15.58

※預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

有価証券の平均残高

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
国債	1,564	3,895
地方債	15,943	11,601
短期社債	-	-
社債	15,543	34,288
株式	126	104
その他	9,889	6,781
外国証券	2,422	1,819
投資信託	7,439	4,961
信金中金優先出資	27	0
合計	43,065	56,671

有価証券の残存期間別残高

2019年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	-	-	-	561	-	1,173	-	1,735
地方債	2,163	7,381	-	-	-	-	-	9,545
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	2,846	4,131	4,028	5,212	4,215	2,454	-	22,888
株式	-	-	-	-	-	-	155	155
外国証券	-	1,000	819	-	-	-	-	1,819
その他の証券	-	-	-	-	-	-	10,181	10,181

2020年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	-	-	549	-	-	8,738	-	9,287
地方債	4,671	2,637	-	-	126	15,210	-	22,646
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	2,917	2,600	4,623	12,066	7,860	13,226	-	43,293
株式	-	-	-	-	-	-	179	107
外国証券	-	1,819	-	-	-	-	-	1,819
その他の証券	-	-	-	-	-	-	3,665	3,665

※満期日を基準として、貸借対照表計上額で集計しております。

有価証券の時価情報

- * 有価証券は購入する際に保有区分を区分しており、2021年3月末現在において残高のあるものは「その他有価証券」、「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」となっております。
- * 満期保有目的の債券は、「満期まで保有する」ことを前提として、「満期時に元本が毀損しないもの」を条件にしております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	500	500	0	-	-	-
	外 国 証 券	1,000	1,002	2	1,819	2,004	184
	小 計	1,500	1,502	2	1,819	2,004	184
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	1,500	1,490	△ 10	500	499	△ 0
	外 国 証 券	819	796	△ 22	-	-	-
	小 計	2,319	2,287	△ 32	500	499	△ 0
合 計		3,819	3,789	△ 30	2,319	2,503	184

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 外国証券はすべて円建ての債券であり、為替変動の影響を受けません。

2. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません

3. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	65	13	51	89	13	76
	債 券	19,775	19,361	414	49,892	49,405	486
	国 債	1,735	1,557	178	9,287	9,063	224
	地 方 債	9,545	9,420	124	19,691	19,568	122
	社 債	8,495	8,383	111	20,913	20,774	139
	そ の 他	3,665	3,360	305	3,564	3,292	271
	投 資 信 託	3,642	3,347	295	3,564	3,292	271
	信 金 中 金 優 先 出 資	22	13	9	-	-	-
	小 計	23,506	22,735	771	53,546	52,712	834
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	12,352	12,471	△ 119	24,836	25,003	△ 167
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	2,955	2,972	△ 16
	社 債	12,352	12,471	△ 119	21,880	22,030	△ 150
	そ の 他	6,515	7,625	△ 1,109	101	105	△ 4
	投 資 信 託	6,515	7,625	△ 1,109	101	105	△ 4
	信 金 中 金 優 先 出 資	-	-	-	-	-	-
	小 計	18,867	20,097	△ 1,229	24,937	25,109	△ 172
合 計		42,374	42,832	△ 458	78,483	77,821	662

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
子会社・関連会社株式	72	72
その他有価証券 非上場株式	17	17
合 計	90	90

連結子会社の概要・事業系統図

当金庫グループは、当金庫と子会社2社で構成され、信用金庫業務を中心に各種金融サービスを提供しております。

室蘭信用金庫

国内	本店ほか支店25、出張所1	
子会社2社	名称	株式会社 室信ビジネスサービス
	住所	室蘭市東町2丁目24番13号
	資本金	10,000千円
	事業の内容	貴重品輸送業 動産不動産の保守管理業務 室蘭信用金庫職員の 福利厚生業務
	設立年月日	昭和60年2月5日
	出資比率	100%
	名称	興信サービス株式会社
	住所	室蘭市東町2丁目24番13号
	資本金	10,000千円
	事業の内容	保険代理店業務
設立年月日	昭和41年12月23日	
出資比率	100%	

直近の連結会計年度における事業概況

当金庫の連結子会社の売上・資産等の規模は、当金庫に比べ極小であり、主要勘定の増減等ほとんどの計数は当金庫の計数動向に準じており、連結の事業概況・各種開示計数は、単体決算と同様の概要・経緯です。

連結決算における主要経営指標

	(単位:百万円、%)				
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
連結経常収益	4,708	4,409	4,328	4,562	4,312
連結経常利益	1,036	936	998	1,271	1,048
親会社株主に帰属する当期純利益	762	633	696	687	842
連結純資産額	32,953	33,184	34,160	33,527	35,108
連結総資産額	376,796	377,538	382,014	379,943	441,037
連結自己資本比率	23.10%	22.90%	22.57%	21.59%	22.51%

事業の種類別セグメント情報

連結会社が行う事業は、全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメントは記載しておりません。

リスク管理債権

単体リスク管理債権と同一であることから、掲載を省略いたします
(26ページ参照)。

連結財務諸表の作成方針

- 連結の範囲に関する事項
連結される子会社及び子法人等 2社
株式会社室信ビジネスサービス
興信サービス株式会社
- 持分法の適用に関する事項
該当ございません。
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
株式会社室信ビジネスサービス 3月31日
興信サービス株式会社 3月31日
- のれんの償却に関する事項
負ののれんについて、全額償却しております。
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。

連結貸借対照表

《資産の部》		(単位:百万円)	
	2019年度	2020年度	
現金及び預け金	183,178	204,714	
有価証券	46,212	80,820	
貸出金	147,276	152,574	
その他資産	2,090	2,243	
有形固定資産	2,654	2,507	
無形固定資産	31	33	
退職給付に係る資産	—	—	
繰延税金資産	331	91	
債務保証見返	96	117	
貸倒引当金	△ 1,927	△ 2,065	
合計	379,943	441,037	

《負債及び純資産(会員勘定)の部》		(単位:百万円)	
	2019年度	2020年度	
預金積金	345,627	365,577	
譲渡性預金	—	—	
借入金	—	39,400	
その他負債	403	598	
役員賞与引当金	9	7	
退職給付に係る負債	130	125	
役員退職慰労引当金	122	83	
その他の引当金	26	18	
特別法上の引当金	—	—	
繰延税金負債	—	—	
債務保証	96	117	
負債計	346,416	405,929	
出資金	364	309	
利益剰余金	33,503	34,331	
処分未済持分	△ 8	△ 11	
会員勘定合計	33,859	34,629	
その他有価証券評価差額金	△ 331	478	
評価・換算差額等合計	△ 331	478	
純資産合計	33,527	35,108	
負債・純資産の部合計	379,943	441,037	

連結貸借対照表注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 4,038百万円
- 出資1口当たりの純資産額 58,674円76銭
- 当連結会計年度末の退職給付債務等は、以下の通りであります。

退職給付債務	△912	百万円
年金資産(時価)	802	
未積立退職給付債務	△110	
会計基準変更時差異の未処理額	—	
未認識数理計算上の差異	△15	
未認識過去勤務債務(債務の減額)	—	
連結貸借対照表計上額の純額	△125	
退職給付に係る資産	—	
退職給付に係る負債	△125	

連結損益計算書注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 1,359円21銭

尚、上記の連結財務諸表に関する注記は、当金庫単体決算の注記と重複する部分についての記載を省略しております。

連結損益計算書

		(単位:千円)	
科目	2019年度	2020年度	
経常収益	4,562,390	4,312,368	
資金運用収益	3,213,058	3,250,952	
貸出金利息	2,341,699	2,384,808	
預け金利息	210,558	229,224	
有価証券利息配当金	619,144	595,264	
その他の受入利息	41,655	41,655	
役員取引等収益	529,188	530,307	
その他業務収益	671,259	486,114	
その他経常収益	148,883	44,993	
経常費用	3,290,687	3,264,149	
資金調達費用	24,773	18,410	
預金利息	23,462	17,321	
給付補填備金繰入額	554	401	
譲渡性預金利息	60	—	
借入金利息	—	—	
その他の支払利息	696	687	
役員取引等費用	269,046	263,358	
その他業務費用	11,627	180,123	
経費	2,871,319	2,612,760	
その他経常費用	113,921	189,497	
貸倒引当金繰入額	62,078	175,408	
その他の経常費用	51,842	14,088	
経常利益	1,271,702	1,048,218	
特別利益	—	22,009	
固定資産処分益	—	22,009	
その他の特別利益	—	—	
特別損失	382,758	68,432	
固定資産処分損	33,841	5,261	
減損損失	348,916	63,170	
その他の特別損失	—	—	
税金等調整前当期純利益	888,944	1,001,796	
法人税、住民税及び事業税	74,082	229,876	
法人税等調整額	127,359	△ 70,170	
法人税等合計	201,441	159,705	
当期純利益	687,502	842,090	
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—	
親会社株主に帰属する当期純利益	687,502	842,090	

連結剰余金処分計算書

		(単位:千円)	
科目	2019年度	2020年度	
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高	—	—	
資本剰余金増加高	—	—	
資本剰余金減少高	—	—	
資本剰余金期末残高	—	—	
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高	32,830,367	33,503,541	
利益剰余金増加高	687,502	842,090	
親会社株主に帰属する当期純利益	687,502	842,090	
利益剰余金減少高	14,328	12,103	
配当金	14,328	12,103	
自己優先出資消却額	—	—	
その他	—	—	
利益剰余金期末残高	33,503,541	34,333,528	

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価（使用人兼務役員の使用人としての給与と賞与を含む）として支払う「報酬」及び「賞与」、役員在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「役員退職金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の報酬及び賞与（使用人兼務役員の使用人としての給与と賞与を除く）につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位及び常勤・非常勤を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

使用人兼務役員の使用人としての給与、賞与につきましては、当金庫における「給与規程」に基づき支払しております。

【役員退職金】

役員退職金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払しております。

なお、当金庫では、全役員に適用される役員退職金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	114,290千円

(注)

1. 対象役員に該当する者は常勤理事5名、常勤監事1名です。

2. 上記の内訳は、「報酬」78,045千円、「賞与」18,970千円、「役員退職金」17,274千円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。「役員退職金」は当年度に繰り入れた役員退職引当金です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員及び契約職員及び当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員（使用人兼務役員、非常勤理事と非常勤監事を除く）が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け取る者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)

1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2020年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2020年度に対象役員（使用人兼務役員と非常勤理事及び非常勤監事を除く）に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2020年度において対象役員（使用人兼務役員と非常勤理事及び非常勤監事を除く）が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

開示項目索引

■信用金庫法施行規則第132条に基づく単体開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
(1) 事業の組織	2
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	2
(3) 会計監査人の氏名または名称	21
(4) 事務所の名称及び所在地	3
2. 金庫の主要な事業の内容	
(1) 金庫の主要な事業の内容	2
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	19
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
① 経常収益	19
② 経常利益又は経常損失	19
③ 当期純利益又は当期純損失	19
④ 出資総額及び出資総口数	19
⑤ 純資産額	19
⑥ 総資産額	19
⑦ 預金積金残高	19
⑧ 貸出金残高	19
⑨ 有価証券残高	19
⑩ 単体自己資本比率	19
⑪ 出資に対する配当金	19
⑫ 職員数	19
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
・業務粗利益及び業務粗利益率	24
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	24
・業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	24
・資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	24
・受取利息及び支払利息の増減	24
・総資産経常利益率	24
・総資産当期純利益率	24
② 預金に関する指標	
・流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	28
・固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	28
③ 貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	25
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	25
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	25
・用途別の貸出金残高	25
・業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	25
・預貸率の期末値及び期中平均値	25
④ 有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別の平均残高	該当なし
・有価証券の種類別の残存期間別残高	28
・有価証券の種類別の平均残高	28
・預証率の期末値及び期中平均値	28
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の体制	4
(2) 法令遵守の体制	15-18
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	8-9
(4) 銀行法第12条の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	18
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	20-23
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	26
② 延滞債権に該当する貸出金	26
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	26
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	26

(3) 自己資本の充実の状況	35
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	29
② 金銭の信託	該当なし
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引	該当なし
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	25
(6) 貸出金償却の額	25
(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	21

■信用金庫法施行規則第133条に基づく連結開示項目

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	30
(2) 金庫の子会社等に関する次に掲げる事項	
① 名称	30
② 主たる営業所又は事務所の所在地	30
③ 資本金又は出資金	30
④ 事業の内容	30
⑤ 設立年月日	30
⑥ 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	30
⑦ 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	該当なし
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	30
(2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 経常収益	30
② 経常利益又は経常損失	30
③ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失	30
④ 純資産額	30
⑤ 総資産額	30
⑥ 連結自己資本比率	30
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	31
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	26
② 延滞債権に該当する貸出金	26
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	26
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	26
(3) 自己資本の充実の状況	36
(4) 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	30

■信用金庫法施行規則第135条に基づく開示項目

1. 報酬等に関する事項であって、信用金庫又は信用金庫連合会及びそれらの子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
(1) 金庫及びその子会社等の役員等々の報酬体系について	32

■金融再生法開示項目

1. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条に基づく開示項目	
(1) 資産査定結果の公表	27

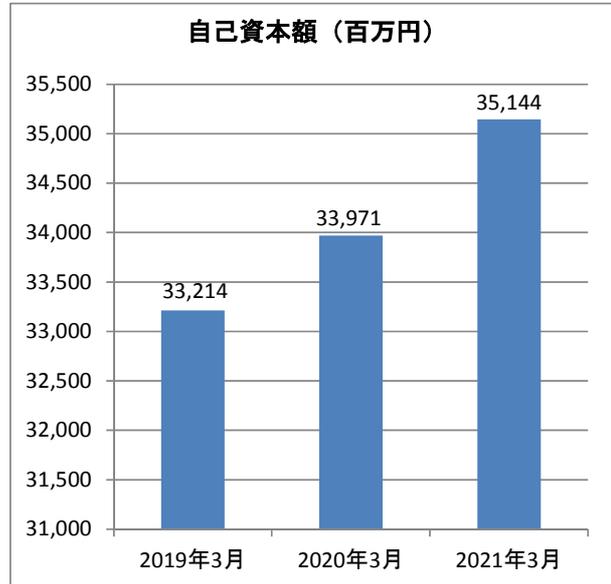
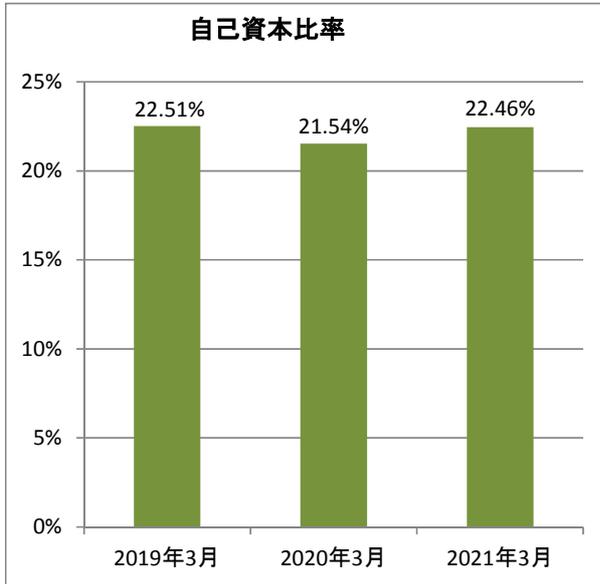
※ 自己資本比率規制で開示が求められている項目については45ページに索引を設けております。

自己資本比率規制について

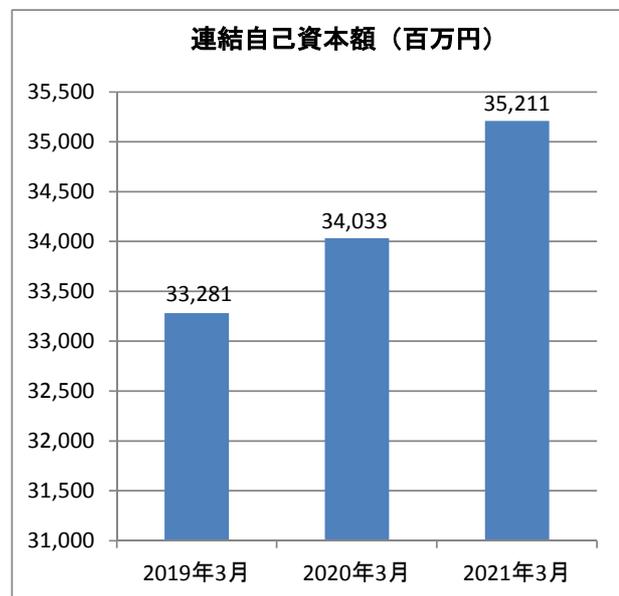
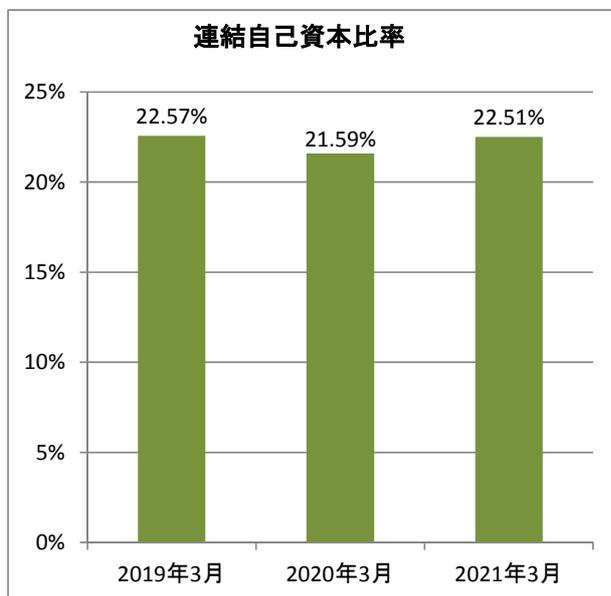
室蘭信用金庫の自己資本比率は **22.46%** と、国内基準の4%を大きく上回り、高い水準を維持しております。

毎期着実に利益計上することで、分子となる自己資本を蓄積しており、自己資本比率は安定して推移しております。

単体自己資本比率と自己資本額の推移 **単体** のみ



連結自己資本比率と連結自己資本額の推移 **連結** のみ



1. 自己資本調達手段の概要 **単体** **連結** 共通

当金庫の自己資本の調達は、地域内のお客様からお預かりする出資金によります。
また、自己資本額は、この出資金に毎年の利益金を積立した内部留保により成り立ちます。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 **単体** **連結** 共通

当金庫は国内業務だけを営む信用金庫であることから、最低所要自己資本比率は4%となりますが、毎年度の着実な利益計上により、自己資本比率は安定して推移しております。

当金庫は、地域との絆を深めつつ、安定した業況にて推移する態勢を作ることとを目的とした3か年計画『自己変革と有言実行』（2021～2023年度）」を策定するほか、毎年度の予算策定、並びに月次予算実績管理を通して、利益計上による自己資本の充実とリスク削減に向けた取組みを継続します。

自己資本の構成に関する開示事項

(単体自己資本比率) 単体のみ

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	33,773	34,541
うち、出資金及び資本剰余金の額	364	309
うち、利益剰余金の額	33,432	34,254
うち、外部流出予定額(△)	14	12
うち、上記以外に該当するものの額	△8	△11
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	219	627
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	219	627
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第3項)によりコア資本に係る基礎項目の額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第5項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	33,992	35,168
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	21	23
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	21	23
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	21	23
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	33,971	35,144
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	150,789	149,664
資産(オン・バランス)項目	150,605	149,564
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第6項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	184	99
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,919	6,797
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	157,709	156,462
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	21.54%	22.46%

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	33,844	34,617
うち、出資金及び資本剰余金の額	364	309
うち、利益剰余金の額	33,503	34,331
うち、外部流出予定額(△)	14	12
うち、上記以外に該当するものの額	△8	△11
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	219	627
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	219	627
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第3項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第5項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第5項又は第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	34,064	35,244
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	31	33
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	31	33
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	31	33
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	34,033	35,211
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	157,623	149,578
資産(オン・バランス)項目	150,519	149,478
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	184	99
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,919	6,797
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	157,623	156,376
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)÷(ニ))	21.59%	22.51%

自己資本の充実度に関する事項

単体のみ

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計※1	150,605	6,024	149,564	5,982
①標準的手法が適用されるポートフォリオ ごとのエクスポージャー※2	152,023	6,080	150,989	6,039
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,428	1,497	36,255	1,450
法人等向け	22,287	891	26,899	1,075
中小企業等向け及び個人向け	21,478	859	19,194	767
抵当権付住宅ローン	8,270	330	7,437	297
不動産取得等事業向け	33,699	1,347	35,094	1,403
三月以上延滞等	230	9	184	7
取立未済手形	7	0	5	0
信用保証協会等による保証付	981	39	2,849	113
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	11,077	443	3,502	140
うち出資等のエクスポージャー	11,077	443	3,502	140
うち重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	16,561	662	19,565	782
うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
うち信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,676	67	1,663	66
うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	9,780	391	12,910	516
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
うち上記以外のエクスポージャー	2,728	109	2,616	104
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
うちSTC要件適用分	-	-	-	-
うち非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7	0	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	7	0	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,919	276	6,797	271
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	157,524	6,300	156,362	6,254

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計 ^{※1}	150,519	6,020	149,478	5,979
①標準的手法が適用されるポートフォリオ				
ごとのエクスポージャー ^{※2}	151,937	6,077	150,904	6,036
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,428	1,497	36,255	1,450
法人等向け	22,287	891	26,899	1,075
中小企業等向け及び個人向け	21,478	859	19,194	767
抵当権付住宅ローン	8,270	330	7,437	297
不動産取得等事業向け	33,699	1,347	35,094	1,403
三月以上延滞等	230	9	184	7
取立未済手形	7	0	5	0
信用保証協会等による保証付	981	39	2,849	113
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	11,005	440	3,430	137
うち出資等のエクスポージャー	11,005	440	3,430	137
うち重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	16,548	661	19,552	782
うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
うち信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,676	67	1,663	66
うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	9,781	391	12,911	516
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
うち上記以外のエクスポージャー	2,714	108	2,602	104
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
うちSTC要件適用分	-	-	-	-
うち非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7	0	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マナド方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	7	0	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,919	276	6,797	271
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	157,439	6,297	156,276	6,251

- (注)
1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府及び中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
 6. (単体・連結)総所要自己資本額=(単体・連結)自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する項目 単体 連結 共通

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

4ページに記載しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、国内企業及びその海外子会社は国内格付機関、海外発行体については海外格付機関の格付を適用しております。

①適格国内格付機関

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)

②海外発行体

- ・Moody's Investors Service inc
- ・S&P グローバル・レーティング
- ・フィッチレーティングスリミテッド

○信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別、業種別及び残存期間別>

単体のみ

(単位:百万円)

地域・業種・期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
国内	380,406	440,814	147,393	152,767	33,833	74,909	—	—	767	1,244
国外	1,819	1,819	—	—	1,819	1,819	—	—	—	—
地域別合計	382,225	442,633	147,393	152,767	35,652	76,728	—	—	767	1,244
製造業	11,235	16,895	4,791	5,856	6,444	11,039	—	—	32	16
農業・林業	182	100	182	100	—	—	—	—	67	—
漁業	22	20	22	20	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	226	175	226	175	—	—	—	—	—	—
建設業	9,187	15,407	9,187	14,907	—	500	—	—	106	609
電気・ガス・熱供給・水道業	1,406	4,393	903	755	503	3,637	—	—	—	—
情報通信業	1,147	1,425	541	819	598	598	—	—	3	3
運輸業、郵便業	4,273	6,226	2,547	4,007	1,725	2,218	—	—	—	—
卸売業	3,630	4,268	3,028	3,666	601	601	—	—	2	2
小売業	5,979	8,727	4,860	6,911	1,118	1,815	—	—	149	112
金融・保険業	194,535	215,844	2,549	2,396	11,108	11,376	—	—	—	—
不動産業	59,705	53,498	46,607	47,571	2,115	2,519	—	—	16	124
物品賃貸業	1,088	1,356	1,074	1,342	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	346	737	346	737	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,062	1,464	1,062	1,464	—	—	—	—	66	65
飲食業	1,604	2,191	1,604	2,191	—	—	—	—	181	185
生活関連サービス業、娯楽業	813	972	813	972	—	—	—	—	33	33
教育、学習支援業	393	347	393	347	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	2,248	2,588	2,248	2,588	—	—	—	—	12	10
その他のサービス	2,325	3,536	2,315	3,526	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	38,919	62,074	27,481	19,653	11,437	42,421	—	—	—	—
個人	34,605	32,751	34,605	32,751	—	—	—	—	94	82
その他	7,286	7,626	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	382,225	442,633	147,393	152,767	35,652	76,728	—	—	767	1,244
1年以下	142,514	77,893	14,516	11,346	4,997	7,546	—	—	—	—
1年超3年以下	69,022	125,324	11,704	9,316	12,317	7,007	—	—	—	—
3年超5年以下	16,845	17,270	12,003	12,169	4,842	5,101	—	—	—	—
5年超7年以下	17,548	23,995	11,821	11,908	5,727	12,086	—	—	—	—
7年超10年以下	22,639	42,723	18,400	34,730	4,239	7,992	—	—	—	—
10年超	73,654	105,761	70,126	68,767	3,527	36,993	—	—	—	—
期間の定めのないもの	40,000	49,666	8,820	4,528	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	382,225	442,633	147,393	152,767	35,652	76,728	—	—	767	1,244

(単位:百万円)

地域・業種・期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
国内	380,406	440,770	147,393	152,767	33,833	74,909	—	—	767	1,244
国外	1,819	1,819	—	—	1,819	1,819	—	—	—	—
地域別合計	382,225	442,589	147,393	152,767	35,652	76,728	—	—	767	1,244
製造業	11,235	16,895	4,791	5,856	6,444	11,039	—	—	32	16
農業・林業	182	100	182	100	—	—	—	—	67	—
漁業	22	20	22	20	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	226	175	226	175	—	—	—	—	—	—
建設業	9,187	15,407	9,187	14,907	—	500	—	—	106	609
電気・ガス・熱供給・水道業	1,406	4,393	903	755	503	3,637	—	—	—	—
情報通信業	1,147	1,425	541	819	598	598	—	—	3	3
運輸業・郵便業	4,273	6,226	2,547	4,007	1,725	2,218	—	—	—	—
卸売業	3,630	4,268	3,028	3,666	601	601	—	—	2	2
小売業	5,979	8,727	4,860	6,911	1,118	1,815	—	—	149	112
金融・保険業	194,535	215,782	2,549	2,396	11,108	11,376	—	—	—	—
不動産業	59,705	53,498	46,607	47,571	2,115	2,519	—	—	16	124
物品賃貸業	1,088	1,356	1,074	1,342	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	346	737	346	737	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,062	1,464	1,062	1,464	—	—	—	—	66	65
飲食業	1,604	2,191	1,604	2,191	—	—	—	—	181	185
生活関連サービス業、娯楽業	813	972	813	972	—	—	—	—	33	33
教育、学習支援業	393	347	393	347	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	2,248	2,588	2,248	2,588	—	—	—	—	12	10
その他のサービス	2,325	3,526	2,315	3,526	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	38,919	62,074	27,481	19,653	11,437	42,421	—	—	—	—
個人	34,605	32,751	34,605	32,751	—	—	—	—	94	82
その他	7,286	7,655	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	382,225	442,589	147,393	152,767	35,652	76,728	—	—	767	1,244
1年以下	142,514	77,893	14,516	11,346	4,997	7,546	—	—		
1年超3年以下	69,022	125,324	11,704	9,316	12,317	7,007	—	—		
3年超5年以下	16,845	17,270	12,003	12,169	4,842	5,101	—	—		
5年超7年以下	17,548	23,995	11,821	11,908	5,727	12,086	—	—		
7年超10年以下	22,639	42,723	18,400	34,730	4,239	7,992	—	—		
10年超	73,654	105,761	70,126	68,767	3,527	36,993	—	—		
期間の定めのないもの	40,000	49,622	8,820	4,528	—	—	—	—		
残存期間別合計	382,225	442,589	147,393	152,767	35,652	76,728	—	—		

単体連結 共通

- (注)
1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 地域別区分の国内・国外は、信用リスクの所在地で分類しております。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 **単体連結 共通**
25 ページに記載しております。

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 **単体** **連結** 共通

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	目的使用		その他		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
					2019年度	2020年度	2019年度	2020年度				
製造業	153	117	117	108	47	16	105	101	117	108	0	-
農業・林業	75	67	67	-	-	-	75	67	67	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	756	743	743	595	-	-	756	743	743	595	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	3	3	3	3	-	-	3	3	3	3	-	-
運輸業・郵便業	29	27	27	-	-	-	29	27	27	-	-	-
卸売業	6	2	2	2	4	-	1	2	2	2	-	-
小売業	122	122	122	97	-	21	122	100	122	97	-	-
金融業・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	286	277	277	275	-	-	286	277	277	275	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	604	66	66	65	532	-	72	66	66	65	-	-
飲食業	134	127	127	132	4	-	130	127	127	132	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	18	18	18	20	-	-	18	18	18	20	-	-
教育、学習支援業	-	3	3	6	-	-	-	3	3	6	-	-
医療・福祉	0	1	1	2	-	-	0	1	1	2	-	-
その他のサービス	5	2	2	4	4	-	1	2	2	4	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	130	125	125	123	-	-	130	125	125	123	-	-
合計	2,328	1,708	1,708	1,438	593	37	1,735	1,670	1,708	1,438	0	0

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単体のみ

連結のみ

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額				エクスポージャーの額			
	2019年度		2020年度		2019年度		2020年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	52,537	-	94,427	-	52,537	-	94,427
10%	-	9,812	-	28,496	-	9,812	-	28,496
20%	2,302	173,132	5,604	175,290	2,302	173,132	5,604	175,290
35%	1,344	22,541	1,258	20,235	1,344	22,541	1,258	20,235
50%	20,638	799	27,134	1,093	20,638	799	27,134	1,093
75%	-	23,911	-	20,192	-	23,911	-	20,192
100%	1,222	69,963	2,624	60,990	1,222	69,877	2,624	60,903
150%	-	107	-	82	-	107	-	82
200%	-	-	-	-	-	-	-	-
250%	-	3,912	-	5,164	-	3,912	-	5,164
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	382,225	-	442,593	-	382,139	-	442,506	-

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 **単体** **連結** 共通

当金庫は、信用リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しており、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「貸付事務取扱規程」「預金担保貸付事務取扱規程」「不動産担保評価管理要領」及び「事務取扱手続集」等に基づき、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺をする場合がありますが、金庫が定める「預金担保貸付事務取扱規程」等により適切な取扱いに努めております。

自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として、政府保証と同様の信用度をもつ地方公共団体、適格格付機関が付与している格付により判定する法人保証等があります。その他未担保預金等が該当します。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー **単体** **連結** 共通

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	855	640	10,565	21,086	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

単体 **連結** 共通

当金庫は、該当する取引は行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項 **単体** **連結** 共通

当金庫は、該当する取引は行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目 **単体** **連結** 共通

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

4ページに記載しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は「基礎的手法」を採用しております。

8. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 **単体** **連結** 共通

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握しております。リスク統括管理を担う総務企画部は、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を経営陣に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的に ALM 会議へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、出資金に関しては、当金庫が定める業例規「取引先に対する出資等 (株式・社債・出資金) の取扱いについて」に基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「資金運用取扱要領」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い適正に処理しております。

○出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

単体 **連結** 共通

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額	評価差額			
		うち益	うち損		
上場株式等	2019年度	88	61	61	-
	2020年度	89	76	76	-
非上場株式等	2019年度	1,684	-	-	-
	2020年度	1,681	-	-	-
合計	2019年度	1,773	61	61	-
	2020年度	1,771	76	76	-

(注) 非上場株式等については、時価を把握することが著しく困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

○子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

単体のみ

(単位:百万円)

区 分		貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	2019年度	72
	2020年度	72

(注)子会社株式及び関連会社株式については、時価を把握することが著しく困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

連結のみ 子会社に対する株式は連結決算控除されるため、該当ございません。

○出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単体 連結 共通

(単位:百万円)

区 分		売却額			株式等償却
		売却益	売却損		
出資等又は株式等 エクスポージャー	2019年度	-	-	-	-
	2020年度	13	8	-	-

○リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単体 連結 共通

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	2	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動(ΔEVE)や、将来の収益の変動(ΔNII)を指しますが、当金庫では、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢としております。具体的には月次(月末基準)にて一定の金利ショックを想定した場合の金利リスク量の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションを実施しており、経営審議会に報告する他、必要に応じ常務会、理事会へ報告・付議を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

また、当金庫では、部門ごとにリスク限度額を設定し、各部門は設定されたリスク限度枠の範囲内でリスクテイクを行っており、自己資本に対してリスクが過大にならないよう、毎月モニタリングを実施し、資産・負債の健全性の確保に努めております。

◎金利リスクの概要～銀行勘定の金利リスク(IRRBB)

(単位:百万円)

単体のみ

連結のみ

頁番号		ΔEVE		ΔNII	
		2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
1	上方パラレルシフト	2,532	9,079	108	639
2	下方パラレルシフト	0	0	1	5
3	スティープ化	2,083	6,837		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	332	1,097		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	2,532	9,079	108	639
		2019年度末		2020年度末	
8	自己資本の額	33,971		35,144	

頁番号		ΔEVE		ΔNII	
		2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
1	上方パラレルシフト	2,533	9,080	107	637
2	下方パラレルシフト	0	0	1	5
3	スティープ化	2,083	6,837		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	332	1,097		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	2,533	9,080	107	637
		2019年度末		2020年度末	
8	自己資本の額	34,033		35,211	

1. 金融庁の開示定義に従い、経済的価値・金利収益が減少する方向をプラスで表記しています。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更しております。

3. ΔEVEについて

2021年3月末のΔEVEで計測したIRRBBは、規制で定められた6つの金利ショックシナリオの内、上方パラレルシフトにおいて最大となっております。単体では、自己資本の35,144百万円に対し、リスク量は9,079百万円となり、自己資本対比で25.83%であり、金利リスクテイクについて適正にコントロールして参ります。連結では、自己資本の35,211百万円に対し、リスク量は9,080百万円となり、自己資本対比25.78%であることから、金利リスクテイクについて適正にコントロールして参ります。

4. ΔNII について

2021年3月末のΔNIIで計測したIRRBBは、規制で定められた2つの金利ショックシナリオの内、上方パラレルシフトにおいて、単体で639百万円、連結で637百万円の期間収益減少が生じます。

5. ΔEVE・ΔNII 算出にあたっての前提

- ・計測対象は、預金・貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債としております。
- ・預金・貸出金の各期間区分の平均残存年数は各期間区分の中間値としております。
- ・要求払預金のうち、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額をコア預金とし、最長満期5年、平均満期2.5年となるように割り振っております。今回算定にあたっては③を使用しており、要求払預金全体の最長満期は5年、平均残存年数は1.25年となっております。
- ・固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約については考慮しておりません。
- ・スプレッド水準を割引金利やキャッシュ・フローに含めておりません。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量とを相殺して算定しております。
- ・複数の通貨の集計は各通貨の単純合算にて算定しますが、当金庫の資産・負債においては取扱いございません。
- ・リスク量の算定に影響を及ぼす内部モデルは使用しておりません。

(2) 内部管理基準に基づく金利リスク量

金利リスクの算定は、以下の定義で行っております。

- ・計測対象は、預金・貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債としております。
- ・要求払預金のうち、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額をコア預金とし、最長満期5年、平均満期2.5年となるように割り振っております。
- ・金利が1%上昇した場合の経済価値の下落額(100BPV)をリスク量としております。
- ・計測に用いる期間区分はΔEVEの計測定義等とは異なります。

内部管理基準に基づく金利リスク量(100BPV) 9,016百万円(2019年度2,121百万円)

10. 連結の範囲に関する事項^{連結のみ}

- (1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という)に含まれる会社との相違点
 - (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
 - (3) 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
 - (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
 - (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要
- (2)については、32ページに記載しております。
(2)を除く、上記(1)、(3)～(5)については、当金庫は該当ありません。

○その他金融機関等(自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいう。)であって信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません

自己資本比率規制における「第三の柱」に関する開示項目一覧

～告示「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」より

1. 定性的開示事項		単体	連結
連結の範囲に関する次に掲げる事項		—	44
自己資本調達手段の概要		34	34
自己資本の充実度に関する評価方法の概要		34	34
信用リスクに関する事項		39	39
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要		42	42
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要		42	42
証券化エクスポージャーに関する事項		42	42
オペレーショナル・リスクに関する事項		42	42
信用金庫法施行令第11条第7項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要		42	42
金利リスクに関する事項		43	43
2. 定量的開示事項		単体	連結
その他金融機関等(自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって、信用金庫または信用金庫連合会の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額		—	44
自己資本の充実度に関する事項		37	38
信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項		39	40
信用リスク削減手法に関する事項		42	42
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項		42	42
証券化エクスポージャーに関する事項		42	42
出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項		42	42
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項		43	43
金利リスクに関して信用金庫又は信用金庫連合会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額		44	44



ハートとハートのラポール

2020年度室蘭信用金庫法定ディスクロージャー誌
 発行 2021年7月
 【担当部署】
 室蘭信用金庫 総務企画部
 〒050-8725 室蘭市東町2丁目24番13号
 TEL : 0143-44-3537
 FAX : 0143-41-5103